第２回　長期的な土地利用の在り方に関する検討会

日　時：令和２年７月７日（火）15:00～17:00
場　所：農林水産省第３特別会議室

会　議　次　第

１　開　会

２　議　事
（１）第１回検討会における主な御意見について
（２）放牧等による農地の多様な利用について

３　閉　会

【配布資料】

資料１　第１回検討会における主な御意見（農林水産省）
資料２　放牧等による農地の多様な利用について（農林水産省）
資料３　放牧による耕作放棄地対策と畜産振興
（(一社)日本草地畜産種子協会放牧アドバイザー　梨木守氏）
資料４　荒廃農地の管理の在り方と合意形成について（笠原委員）
資料５　土地利用の主体と地方自治体の支援について（高橋委員）

資料１

第１回検討会における主な意見等

令和２年７月７日

農村振興局

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

○第１回「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」における主な意見

項　目		NO	主　な　意　見	発言者
管理の在り方		1	・中山間地は多様性に富んでおり、水田型、田畑型、畑地型等の違いによる集落活動の差の検証により、農地保全に係る施策が見出せる可能性がある。	安藤委員
		2	・新たな土地利用の区分については、細分化が必要ではないか。【参考資料１：現行の農業振興地域制度における特別な用途制度】	笠原委員
		3	・農地復旧が容易な非農地に転換した場合であっても農地は非農地になってしまうと、復元は困難ではないか。	笠原委員
		4	・遊休農地は地帯区分により広がり方が違うので、地域別に対策が異なるのではないか。	笠原委員
		5	・農地の再生を考えるならば、農道や農業水利施設の存在等も視野に入れるべき。	広田委員
		6	・自然に林地や湿地になった方が、生態的な価値が高くなるケースすらある。	深町委員
		7	・農地として残すか否かは、江戸時代からの土地利用履歴に基づきながら考えることも大切である。	深町委員
	植林	8	・減反政策（1970年代）により進んだ山間部の水田の植林についてのその後の検証により、どのような植林が有効か等の議論の素材になる。	安藤委員
		9	・植林しただけで手入れをしないと、災害が起こりやすく、植林により林地にしてうまくいくことは限定的ではないか。	深町委員
利用・管理の主体		10	・中山間地では、平地の人手を借りながら農地の維持を考えることが必要である。	高橋委員
合意形成手法		11	・農地を守るための合意形成は、その対象範囲をよく検討すべき。	高橋委員
		12	・農地の保全に関する合意形成の範囲は、複数集落集まって検討する方が有意義（小学校区、地区単位）である。	広田委員
		13	・地域の合意形成は容易ではないため、支援する人材が必要である。	広田委員
ゾーニングの要否		14	・政策的効果を発揮させるためには、ゾーニングによる土地利用区分とアメとなる誘導的施策の組合せが重要である。【参考資料２：現行の農業振興地域制度における措置】	広田委員

項　目	NO	主 な 意 見 等	発言者
農地の利用目的、位置付け	15	・特に中山間地域では、水利の関係から、上流部の農地の生産性が低くても、必要な農地として考えることが必要である。	笠原委員
	16	・環境保全か、食料生産向上かにより、農地確保の戦略の方向性も大きく変わる。	田口委員
	17	・「再生利用が困難な農地」については、農業土木技術的にできないのか、経済的にできないのか、誰もやらないということなのか。その意味合いをクリアにすべき。	林委員
	18	・守るべき「優良農地」は、中山間地域の棚田など、景観や生物多様性に富む農地もこれに位置付けてはどうか。	広田委員
担い手確保	19	・地域外からの新たな人材の受入れに係る議論が必要である。 【参考資料３：第２回新しい農村政策の在り方に関する検討会資料】	池邊委員
	20	・土地利用は、農地確保と担い手確保の両面を考える必要がある。担い手の受入れのためには、「農地に戻すことが善」という議論だけではなく、その地域の担い手確保に寄与する方向へ持っていくことが大切ではないか。	田口委員
	21	・担い手については、定住を前提に考えているが、通勤耕作人口や季節居住についても分析することが必要である。	林委員
集落の維持	22	・仕事を創り、暮らしを支えるといった居住者を増やすための施策が農地保全にも繋がる。 【参考資料４：人口減少の影響】	安藤委員
	23	・農業集落の維持は、周辺集落や立地の関係も分析することが必要である。	田口委員
	24	・農業政策を考える場合、集落やコミュニティの捉え方が大切。そこに住んでいないが、地域資源の管理に関わっている者を含め、「拡大コミュニティ」「拡大集落」として捉えるのがよい。	広田委員
その他	25	・特に農山村では、集積に対する何らかのインセンティブが必要である。	田口委員
	26	・大規模で水田を放牧地に転換する場合は、水利施設の取扱いについても検討が必要である。	安藤委員
	27	・2030年、2050年、2100年までは守るゾーンといった、長期的、段階的、戦略的なゾーニングといった防衛ラインのような議論が必要ではないか。	林委員

農用地区域の特別な用途の設定について

参考資料1

○　農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要と認められるときは、農業上の用途（農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）を更に細分化して指定することが可能。（農振法施行規則第４条の２第２項）

農業振興地域

（都道府県知事が地域を指定）

農用地区域

（市町村が区域及びその区域内にある土地の農業上の用途を指定）

- 農　　地
- 採草放牧地
- 混牧林地
- 農業用施設用地

○農業上の用途の細分化例

用途（細分化した用途）	指定理由
農地（高生産性農業区域）	特に生産性が高く、地域農業の中核を担う農地として保全・整備（大規模土地利用型農業）
農地（ふれあい農園区域）	都市近郊の農地等、都市と農村の交流や緑地空間として保全・整備（市民農園・学童農園等）
農地（棚田保全区域）	棚田（水田）として保全・整備
農業用施設用地（温室団地区域）	集団的な温室団地として整備（防虫・防疫や集出荷等の効率化、温室利用による特産地化等）

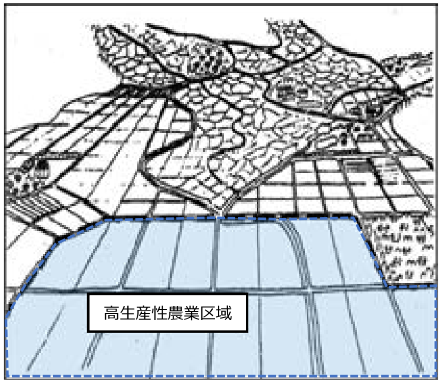

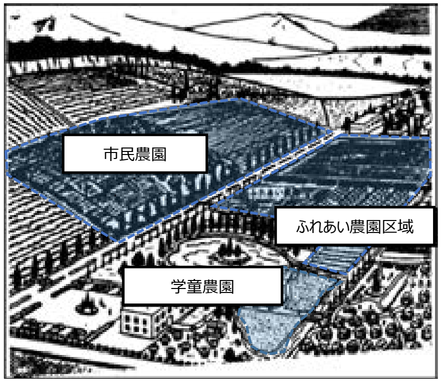

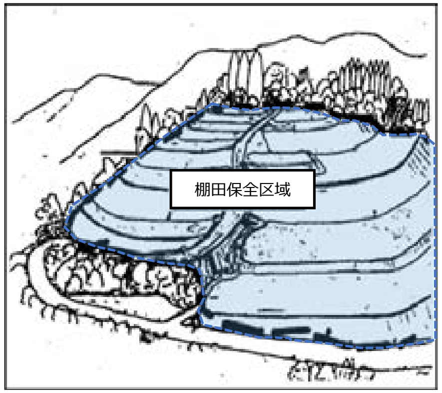

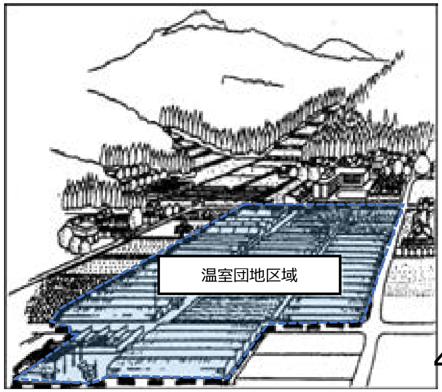

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抄）

（農業振興地域の指定）
第六条　都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。
２～６（略）

（市町村の定める農業振興地域整備計画）
第八条　都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない。
2　農業振興地域整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　農用地等として利用すべき土地の区域（以下「農用地区域」という。）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分
二～六（略）
3　（略）
4　市町村は、第一項の規定により農業振興地域整備計画を定めようとするときは、政令で定めるところにより、当該農業振興地域整備計画のうち第二項第一号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。

（農業振興地域整備計画の基準）
第十条・２　（略）
3　市町村の定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画は、当該農業振興地域内にある農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であつて、次に掲げるものにつき、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な限度において農林水産省令で定める基準に従い区分する農業上の用途を指定して、定めるものでなければならない。
一～五　（略）
4・5　（略）

○農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）（抄）

（農業上の用途）
第四条の二　法第十条第三項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。
一　農業上の用途は、次に掲げる土地の区分に従い指定すること。ただし、法第三条第三号に掲げる土地については、当該土地に隣接する土地の区分に従い指定すること。
イ　耕作の目的に供される土地　【→農地】
ロ　主として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地　【→採草放牧地】
ハ　法第三条第二号に掲げる土地　【→混牧林地】
ニ　法第三条第四号に掲げる土地　【→農業用施設用地】
二　農業上の用途は、当該土地を当該用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう指定すること。
2　農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があると認められるときは、大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設け、前項の基準に従い指定された農業上の用途を更に細分して農業上の用途を指定することができる。

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抄）

（土地利用についての勧告）

第十四条　市町村長は、農用地区域内にある土地が農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合において、農業振興地域整備計画の達成のため必要があるときは、その土地の所有者又はその土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者に対し、その土地を当該農用地利用計画において指定した用途に供すべき旨を勧告することができる。

２　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるときは、その者に対し、その土地を農用地利用計画において指定した用途に供するためその土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者で市町村長の指定を受けたものとその土地についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転に関し協議すべき旨を勧告することができる。

（都道府県知事の調停）

第十五条　市町村長が前条第二項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算して二箇月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、その協議に係る所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転につき必要な調停をなすべき旨を当該市町村長を経由して申請することができる。

２　都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、すみやかに調停を行なうものとする。

３　都道府県知事は、第一項の調停を行なう場合には、当事者の意見をきくとともに、関係市町村長に対し助言、資料の提供その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

４　都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当事者に示してその受諾を勧告するものとする。

（土地の譲渡しに係る所得税等の軽減）

第二十三条　個人又は法人がその所有する土地を第十三条の二第一項の規定による交換分合、第十四条第二項の規定による勧告に係る協議、第十五条第一項の調停又は第十八条の規定による農業委員会のあつせんによつて譲り渡した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、所得税又は法人税を軽減する。

農業振興地域整備計画の達成に向けた措置

参考資料2

○　農振法に基づく農業振興地域整備計画の達成のため、農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策については、農用地区域を中心として計画的かつ集中的に実施。
○　農用地区域内の農用地等の農業上の利用を確保するため、土地利用に関する勧告、開発行為の制限、交換分合、協定等を措置。

農業振興地域

•農業地域の生活環境の整備に関する事業
（農山漁村地域整備交付金等）
•広域営農団地育成対策に係る事業
（農山漁村地域整備交付金等）
•基幹的な農業用道路の整備に関する事業
（農山漁村地域整備交付金等）
•農業を担うべき者の育成及び確保等に関する事業
（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）

等

農用地区域

農業経営の基盤の強化の促進に必要な施策

•農業生産基盤整備開発事業
（土地改良事業等）
•農業生産近代化施設の整備事業
（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）
•農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金の融通

等

土地利用に関する勧告（法第14条）

農用地利用計画において指定した用途に供されていない場合、市町村長は指定用途に供するよう勧告をすることができる

開発行為の制限（法第15条の2）

農用地区域内での開発行為（土地の形質変更、工作物の設置等）には、都道府県知事（指定市町村の場合はその長）の許可（国・地方公共団体の学校、病院等については協議）が必要

交換分合（法第13条の2～5）

都市的な開発用地、配置協定区域内の施設用地等の確保が必要となる場合に、市町村が農地等を交換する交換分合計画を作成し、農用地区域内の農用地等の農業上の利用を確保

協定（法第18条の2～12）

畜舎、たい肥舎、農業廃棄物処理施設の適切な配置により周辺の良好な営農環境の確保を図る（配置協定）
農業用用排水施設、農業集落排水施設、集会施設の適正な維持管理運営を図る（維持管理協定）

農業委員会のあっせん（法第18条）

農業委員会が農用地のあっせんをする場合は、農地の集団化等農地保有の合理化に資するようにしなければならない

税制の特例（法第23条）

市町村の勧告、農業委員会のあっせんによる土地を譲渡した場合、譲渡所得について800万円の特別控除　等

育成すべき人材像（案）

○ **地域への「目配り」をする地方自治体職員の減少や体制の脆弱化等の課題に対応**し、
地域（集落あるいはそれ以上の範囲）の活性化に向けて、

① **地域の人々への動機づけ**や、**地域の内発性を促す環境づくり**を行い、
② **地域の現状を把握**し、**ともに活動を進めていくべき地域の範囲を設定**の上、
③ ワークショップ等により、**地域における実践計画を作成**し、
④ **継続的かつ内発的な実践活動へ移行**する

というプロセスに沿って、
地域の人々が**自発的に、考え、気づき、行動できるよう継続的にコーディネート**する人材。

① 動機づけ（地域が自ら取り組みたくなる環境づくり）

② 現状把握（地域の範囲の設定）

③ 実践（行動）計画づくり

④ 実践活動への移行

写真：農山漁村ナビHP（農林水産省）より

①～④に沿ってコーディネートする地域づくり人材の育成手法の検討が必要！

＜課題＞
- a 地域づくり人材には、どのようなスキルが必要か。
- b 地域づくり人材は、どのように育成すればよいか。
- c 地域づくり人材の資質は、どのように担保すればよいか。
- d 地域づくり人材は、どのような立場の人材がふさわしいか。

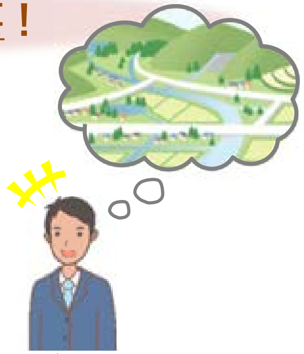

第2回新しい農村政策の在り方に関する検討会資料（令和2年6月30日）

人口減少の影響①

〇総戸数が10戸を下回る農業集落では、集落活動の実施率が急激に低下する傾向。
〇総戸数が3戸を下回ると、他の集落との共同保全活動を通して機能維持を図る傾向。

【集落活動の実施率と総戸数の関係】

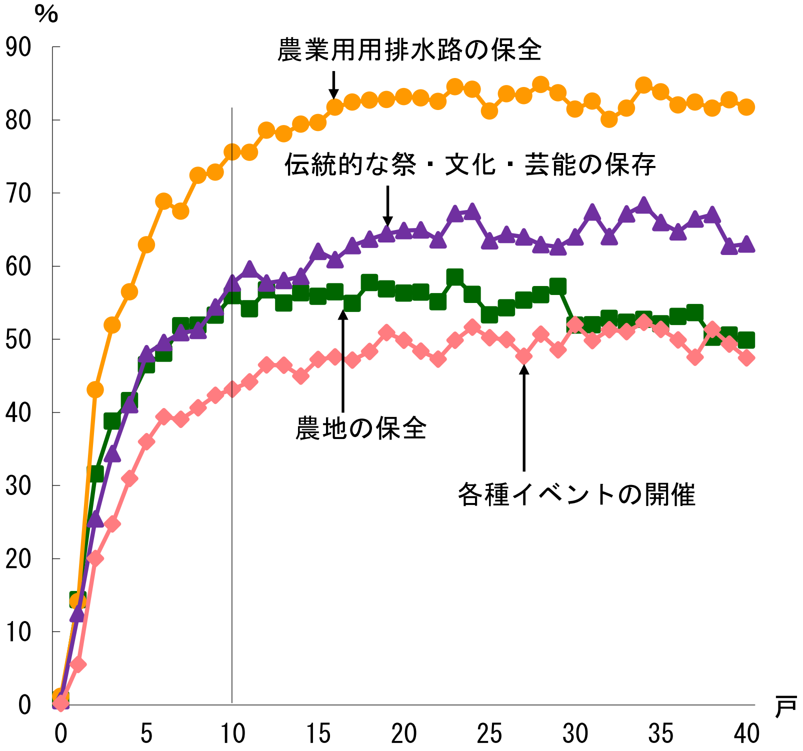

資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

【地域資源の共同保全率と総戸数の関係】

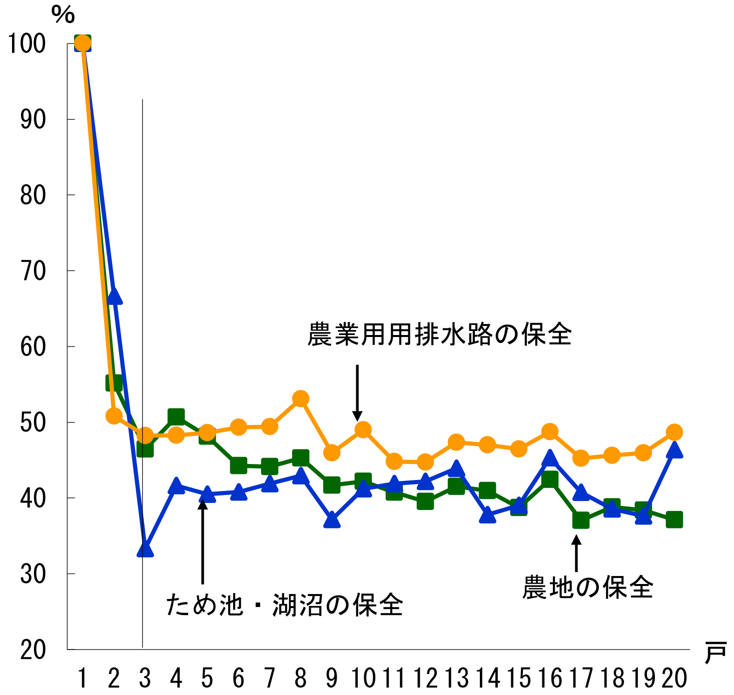

資料：農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

資料２

第２回検討会

（放牧等による農地の多様な利用について）

令和２年７月７日

農村振興局

MAFF
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
農林水産省

１　今回の検討事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

２　放牧等による農地の多様な利用に関する取組

①　放牧等の状況について
（生産局　畜産部　飼料課）　・・・・・・・・・・・・・・・・　8

②　有機農業による農地利用について
（生産局　農業環境対策課）　・・・・・・・・・・・・・・・・　15

③　荒廃農地の発生予防と解消対策
（農村振興局　農村政策部　地域振興課）　・・・・・・・・・　19

３　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23

長期的な土地利用の在り方に関する検討会の進め方

○　本格的な人口減少社会の到来や、それに伴う農業の担い手の不足等の課題に対処しつつ、食料の安定供給を脅かすリスクを軽減していくことが必要。

○　一方で、中山間地域を中心として、農地集積、新規就農、スマート農業の普及等の政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地が増加することが懸念される。

○　こうした課題に対応した長期的な土地利用の在り方について、検討を進めていく。

2020年度（令和２年度）

人・農地プランの実質化

○　地域の徹底した話し合いにより、誰に農地を集積・集約化するかという将来方針を全国の集落で作成。

受け手（中心経営体）のいる農地 → 中心経営体へ農地を集約化

集積・集約化、新規就農、スマート農業の普及等のあらゆる政策努力を払う

受け手（中心経営体）のいない農地 → 地域外からの新たな人材の受入れ

従来どおりの土地の使い方では持続的な利用が確保できない場合も多いことが懸念される

2021年度（令和３年度）以降

- 農林水産省の施策を総動員した中心経営体の経営基盤の強化
- 既存の中心経営体がいない地域における新規就農者も含めた中心経営体の育成

検討対象

○　長期的な土地利用の在り方について、以下の分類ごとに、制度的な対応も含めた検討を進める。

新たな土地利用

第２回

①農地を農地のまま維持	②農地を農地への復旧が容易な非農地に転換	③農地を農地への復旧が困難な非農地に転換
・放牧 ・有機栽培 ・景観作物 ・燃料作物 等	・ビオトープ ・鳥獣被害対策の緩衝帯 等	・森林 等 ※　積極的な土地利用ニーズがない場合、必要最小限の管理

土地利用の分類ごとの具体例

【①農地を農地のまま維持】

放牧

※農林水産省HPより

景観作物・燃料作物（菜種）

※農林水産省HPより

【②農地を農地への復旧が容易な非農地に転換】

ビオトープ

※事例ガイド「これからの時代の地域デザイン」～いかす国土、まもる国土、つかう国土～（平成29年３月）（国土交通省）より

鳥獣被害緩衝帯

※農林水産省HPより

【③農地を農地への復旧が困難な非農地に転換】

植林（早生樹）

※業務参考資料より

※　積極的な土地利用ニーズがない場合、必要最小限の管理

再生利用困難な荒廃農地

※国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会2019年とりまとめより

第１回長期的な土地利用の在り方に関する検討会資料

論　点

前頁の①～③の分類ごとに、以下のような論点について整理。

ア　必要な管理の在り方

イ　土地を利用・管理する主体

ウ　新たな土地利用への転換に係る合意形成手法

エ　ウの合意を担保する仕組み

オ　ゾーニングの要否（他法令のゾーニングとの調整を含む）

カ　国や地方自治体の関与の在り方

キ　食料の安定供給を確保する上での許容性

生産局　畜産部　飼料課

飼料自給率の現状と目標

- ○ 平成30年度（概算）の飼料自給率（全体）は25%。このうち、粗飼料自給率は76%、濃厚飼料自給率は12%。
- ○ 飼料自給率について、粗飼料においては放牧の活用や草地の生産性向上、飼料生産組織の高効率化等により、酪農及び繁殖を中心とする肉用牛生産における国産粗飼料の利用拡大を推進し、濃厚飼料での取り組みと併せ、飼料全体で34%（令和12年度）を目標としている。

飼料自給率の現状と目標

	（H30年度概算）	（R12年度目標）
飼料全体	25%	34%

粗飼料

○乾草
○サイレージ
　牧草、
　青刈りとうもろこし、
　稲発酵粗飼料
　（稲WCS）
○放牧利用
○稲わら
○野草（林間地等）

	（H30年度概算）	（R12年度目標）
輸入	24%	
国産	76%	100%

濃厚飼料

○穀類
（とうもろこし、飼料用米等）
○エコフィード
（パンくず、豆腐粕等）
○糠・粕類
（フスマ、ビートパルプ、
　大豆油粕、菜種油粕等）
○その他
（動物性飼料、油脂等）

	（H30年度概算）	（R12年度目標）
輸入	88%	85%
国産	12%	15%

粗飼料と濃厚飼料の割合（TDNベース）

注：TDN（Total　Digestible Nutrients）：家畜が消化できる養分の総量。
　カロリーに近い概念。　1TDNkg≒4.41Mcal

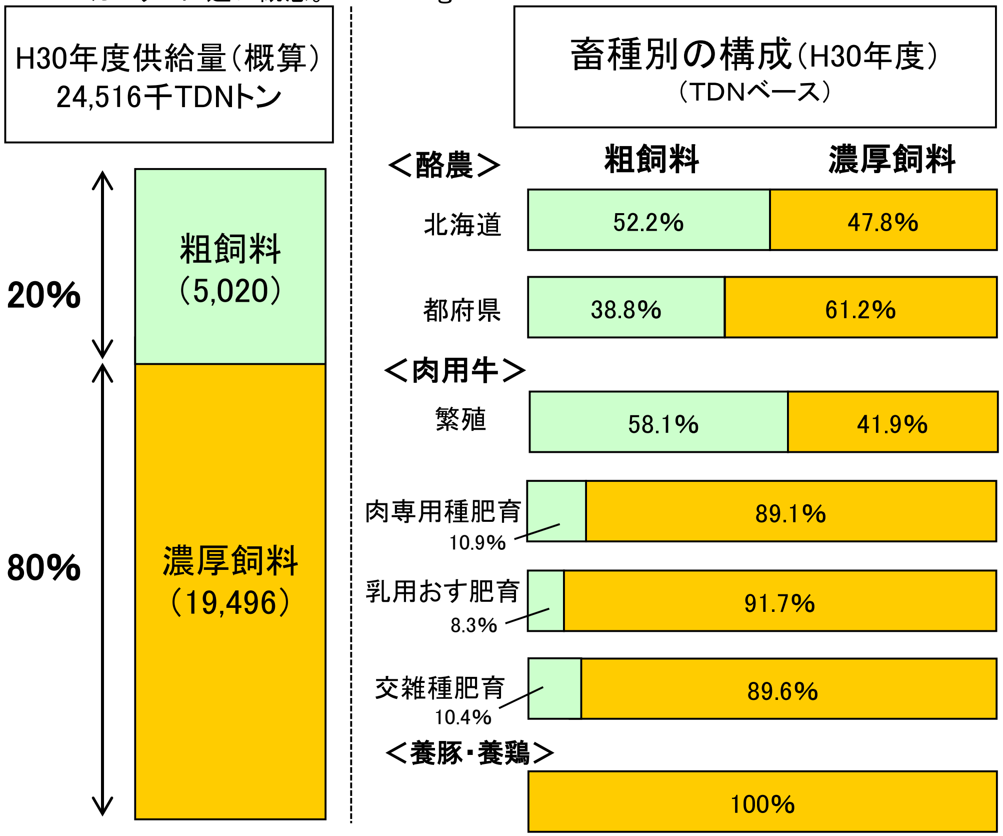

粗飼料 ： 乾草、サイレージ、稲わら等
濃厚飼料 ： とうもろこし、大豆油かす、こうりゃん、大麦等

（平成30年度畜産物生産費調査より試算）

放牧戸数の状況（平成30年）

○ 乳用牛では、北海道における自ら放牧を行う経営内放牧が39%(24百戸)、公共牧場を利用している経営が52%(32百戸)と高い。一方、都府県は、土地条件の制約等から経営内放牧は2%(2百戸)と低いものの、公共牧場利用は26%(24百戸)と雌牛の育成を中心に一定の利用が行われている

○ 肉用牛（繁殖）では、北海道における経営内放牧が31%(7百戸)、公共牧場を利用している経営が16%(3百戸)となっている。都府県は、土地条件の制約等から経営内放牧が8%（30百戸）、公共牧場利用が9%(34百戸)の利用にとどまっている。

○ 放牧戸数の推移を全国ベースでみると、総飼養戸数が減少していることから、減少傾向にあるが、放牧戸数の割合は、概ね横ばいで推移している。

（単位：戸、%）

区分		乳用牛（酪農）	肉用牛（繁殖）
全国	飼養農家戸数	15,700	41,800
	経営内放牧	2,610 (16.6)	3,708 (8.9)
	公共牧場利用戸数	5,615 (35.8)	3,787 (9.1)
北海道	飼養農家戸数	6,140	2,200
	経営内放牧	2,392 (39.0)	684 (31.1)
	公共牧場利用戸数	3,177 (51.7)	348 (15.8)
都府県	飼養農家戸数	9,540	39,600
	経営内放牧	218 (2.3)	3,024 (7.6)
	公共牧場利用戸数	2,438 (25.6)	3,439 (8.7)

資料：（一社）日本草地畜産種子協会調べ、
飼養農家戸数は畜産統計（平成30年2月1日現在）
注1：経営内放牧と公共牧場利用は、重複している場合を含む
注2：肉用牛（繁殖）は、子取り用の繁殖雌牛飼養戸数

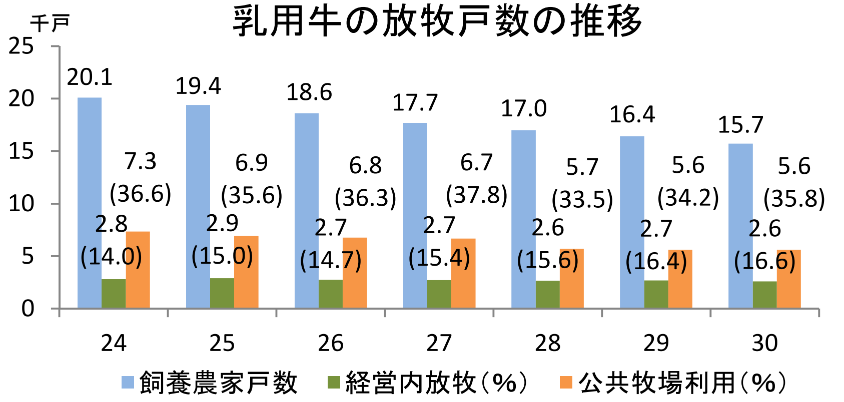

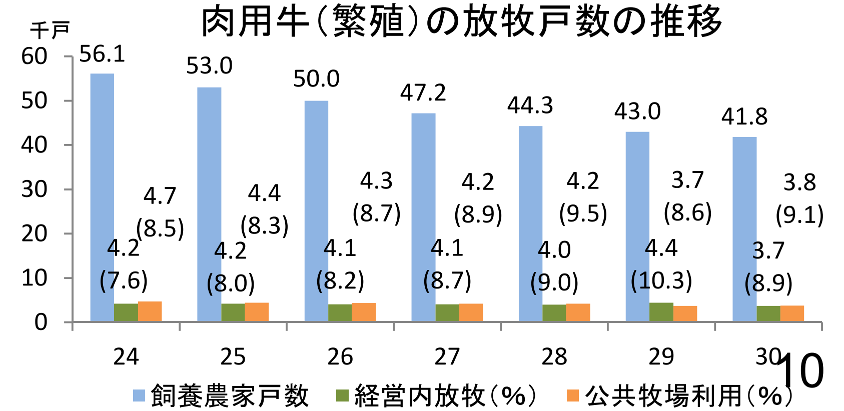

放牧をはじめるには

1. 放牧地の準備

(1)牧柵設置場所の刈り払い

牧柵の漏電防止のため設置場所を刈り払う。

(2)支柱の設置

約5～10m間隔で支柱を打ち込む。

(3)ポリワイヤー張り

電牧用ポリワイヤーを支柱に張る。

(4)電牧器の接続

アース棒をしっかり打ち込む。接続後、バッテリーチェッカーで電圧を確認。危険表示板を設置。

(5)水飲み場の設置

水飲み場は泥濘化しやすいので、移動の容易な水槽を設置します。

(6)日陰を作る

樹木を残したり、パイプハウスの骨組みに寒冷紗を張るなどをして日陰を作ります。

2. 放牧の準備

(1)牛の導入

(2)牛に電牧を覚えさせる

脱柵の危険のないパドック等で電牧の練習をします。電撃の痛みを覚えた牛は電牧に近づかなくなります。

牛は好奇心が強く自ら電牧に触ります。

(3)牛を放牧地に慣らす

牛は群れを好むので2頭以上で放牧します。放牧未経験牛に、放牧草を食べさせるコツを覚えさせます。

放牧未経験牛は、初めは放牧経験牛と放牧すると良い。

3. 牛の管理

(1)日々の管理

牧柵の状況、家畜の頭数と行動、草・水の状態等を毎日確認します。

肋骨が骨張って、肋骨の後ろの凹部のへこみが目立つ牛は痩せすぎ。

(2)健康管理

痩せていないか、歩き方、糞の状態などを確認します。ダニ対策はプアオン剤を使用方法に従い、塗布する。

(3)その他

降雪地帯等では、冬期に使用する畜舎と粗飼料が必要。

出典：(独)家畜改良センター「耕作放棄地での放牧のすすめ」より抜粋

肉用繁殖雌牛の放牧

○ 肉用繁殖雌牛の放牧は、生産コストの低減効果が期待でき、公共牧場を活用した取組のほか、中山間地域における耕作放棄地等を利用した取組も約32百カ所行われており、地域の活性化にも寄与。
○ 一方、肉用繁殖雌牛の小規模移動放牧には、農家が管理可能な距離に立地していること、牧養力が低いこと（子牛の発育が遅い）、飲水の確保、疾病への対応、周辺住民の理解醸成等の制約や課題がある。

放牧によるコスト削減効果の試算

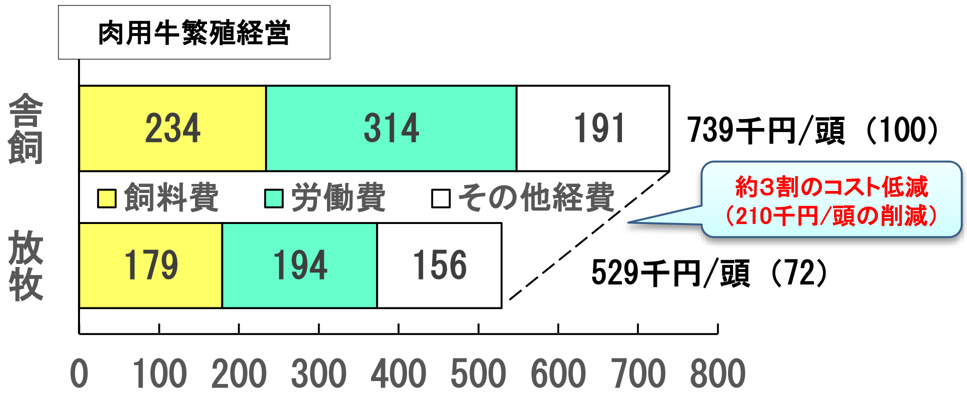

注：平成29年度畜産物生産費（子牛生産費2頭～5頭規模未満）による子牛1頭当たりの生産費を試算

＜前提条件＞繁殖雌牛2頭～5頭規模、放牧期間：5月～10月（6か月）

＜耕作放棄地等における小規模移動放牧の状況（平成30年度）＞

取組カ所数	面積
3,158ヶ所	10,118ha

資料：飼料課調べ
注1 耕作放棄地放牧・水田放牧等の小規模移動放牧の状況を取りまとめたものである。

京都府 京丹後放牧研究会の取組

■放牧面積：22.9ha
■放牧頭数：76頭
■概要
・京丹後地域は肉用牛繁殖が盛んな地域であるが高齢化が進み、担い手減少に伴い飼養頭数も減少。
・平成27年、京丹後市内の3法人等（肉用牛繁殖、肉用牛一貫、他）が「京丹後放牧研究会」を設立。低コストでの肉用牛繁殖経営の規模拡大を図るため、地域づくり放牧推進事業を活用し、繁殖素牛5頭と電気牧柵等を導入したほか、耕作放棄地や転作田を活用した放牧を実施。
・平成30年、放牧面積は約23 ha、放牧頭数は76頭となるなど低コストでの肉用牛繁殖経営の規模拡大を推進。

林地を活用した放牧

耕作放棄地を活用した放牧

放牧推進上の課題

【放牧実施上の問題点】

- ○ 放牧地の確保・・・34%
- ○ 牧柵の修繕、新規設置・・29%
- ○ 草地の更新、維持管理・・27%
- ○ 衛生対策・・・15%
- ○ 水源確保・・・12%
- ○ 担い手確保・・・10%
- ○ 技術者不足・・・10%
- ○ 鳥獣害対策・・・7%
- ○ 家畜事故補償・・・7%
- ○ 牛の搬入・搬出・・・5%

【放牧を(したいが)していない畜産農家の悩み】

- ・牛の放牧馴致が困難
- ・舎飼い牛を放牧するのは心配
- ・脱柵で田畑に損害を与えないか心配
- ・鳴き声、臭気で近隣迷惑とならないか

H30委託事業「放牧畜産実態調査」

☆ 放牧で活用できる土地の条件 ☆

◎使われていない土地を活用するために
・長期の賃借契約、周辺の地域住民の理解醸成
◎牛の移動を少なくして軽労化
・狭小地は牛の移動が頻繁に必要
　耕作放棄地の植物の場合:約1ha/頭(繁殖雌成牛)
◎電気牧柵の漏電対策
・草地に見合った放牧頭数
　→牧柵直下の草を食い込ませ、下草刈りの軽労化を図る
◎地域全体で粗飼料確保
・低生産性の草地を補完するための、地域資源の活用

放牧導入による農作業の変化

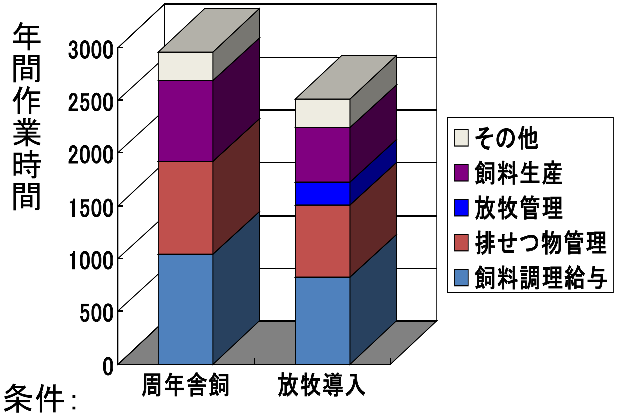

条件:
繁殖牛17頭、放牧地230a、
年間放牧延べ頭数1631頭日

・漏電、感電事故対策
・飲水、栄養/健康状態の確認
・放牧地整備、放牧馴致等

牧柵管理

健康/衛生管理

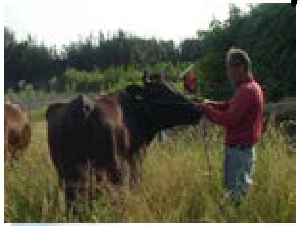

放牧準備

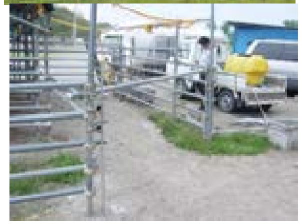
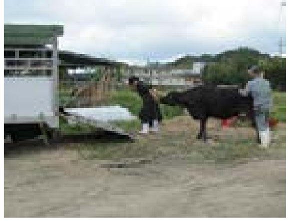

13

出典:「「農地を守る」放牧シンポジウム(平成27年2月16日開催)」資料より抜粋

放牧の取組事例について

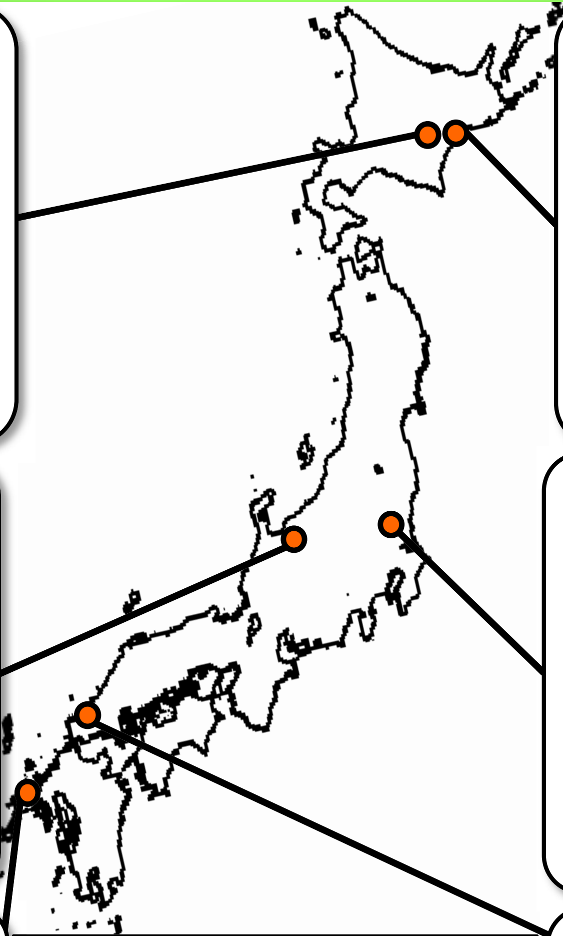

放牧酪農（北海道H牧場）

平成22年に放牧畜産実践牧場の認証（※）を取得。放牧牛の牛乳を利用しアイスクリームの生産・販売も手がける。乳量の追求だけでなく、飼料費や衛生費の低減を見据えた経営を展開。

＜概況＞放牧面積21.7ha、草地面積56.8ha、乳用牛97頭

公共牧場（北海道U牧場）

地域内の乳用育成牛を預かって、集約的な放牧管理を実施。地域の高齢化による労働力不足の解消に貢献するとともに増頭も実現。

＜概況＞ 放牧面積178ha、草地面積199.7ha
夏期放牧750頭、冬期舎飼530頭、哺育育成130頭

放牧を活用した素牛生産の拡大（富山県氷見市耕畜連携推進協議会）

耕種農家が繁殖雌牛を購入して放牧を開始。各事業を活用し、施設の整備や繁殖雌牛の導入を促進することによって生産基盤を強化。

＜概況＞放牧面積18ha、放牧頭数30頭

放牧酪農（茨城県新利根協同農学塾農場）

平成19年頃から放牧酪農に経営方針を転換。濃厚飼料は子実とうもろこしを千葉県成田市のコントラクターから購入して給与。平成28年に放牧畜産実践農場の認証（※）を取得。

＜概況＞放牧面積6ha、放牧頭数30頭

景観の改善（長崎県石原放牧部会）

畜産農家3戸が放牧部会を設立。耕作放棄地を利用した放牧を開始し、放牧面積、頭数を拡大。放牧により景観が改善され、周辺地域は観光PRや自動車CM、映画撮影に利用。

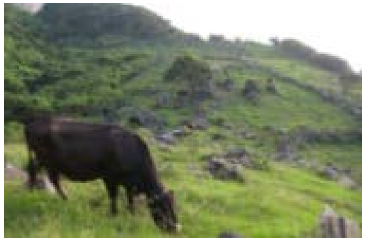

＜概況＞放牧面積5.92ha、放牧頭数13頭

※放牧畜産基準認証制度とは

放牧畜産の促進と消費者の理解醸成を図るため、放牧を実践する牧場や放牧によって生産される畜産物等について認証を行う制度。

このうち、放牧管理等の基準を満たした牧場を放牧畜産実践牧場として（一社）日本草地畜産種子協会で認証している。

耕作放棄地等放牧（山口県山口型放牧あとう協議会）

景観作物の栽培から、より簡易な農地管理として、平成22年から転作田や耕作放棄地などで山口型放牧を開始。協議会を設立し、現地検討会や研修会を開催。肉用牛経営の省力化や農地保全に貢献。

＜概況＞放牧面積26.1ha、放牧頭数57頭

生産局　農業環境対策課

有機農業による農地利用について（有機農業の特徴）

○有機農業で生産される農産物及びその加工品（**有機食品）の市場は拡大**。農外からの参入者の約1/4が取り組むなど、有機農業は**農外からの人材の呼び込みを含む地域活性化に貢献**。
○有機農業は全国的には耕地面積の約0.5%で取り組まれているに過ぎないが、**地域・品目によっては、より高い割合で取り組まれている**。

我が国における有機食品の市場規模（億円）

※国内の有機食品の市場規模は、８年で約４割拡大

2009年	2017年
1,300	1,850

※ 2009年は、IFOAM ジャパン／オーガニックマーケットリサーチプロジェクトによる推計を、2017年は、農林水産省「有機食品マーケットに関する調査」による推計をもとに、農業環境対策課作成

新規参入者のうち有機農業を実施する者の割合

	全作物で有機農業を実施	一部作物で有機農業を実施
平成22年	**20.7%**	**5.9%**
平成25年	**23.2%**	**5.7%**
平成28年	**20.8%**	**5.9%**

※ 新規就農者の就農実態に関する調査（H18, H22, H25, H28 全国農業会議所 全国新規就農相談センター）に基づき農業環境対策課作成。調査対象は就農から概ね10年以内の新規参入者。

有機農業の取組面積と耕地面積に占める割合

全国での取組：

有機農業の取組面積（有機JAS認証を取得していない農地を含む）

約23.5千ha（全耕地面積の約0.5%）

平成29年。有機JAS取得農地面積は食料産業局調べ、有機JAS未取得の取組面積は生産局農業環境対策課調べ

市町村単位では

有機農業取組面積（有機JAS認証を取得していない農地を含む）が

全耕地面積の１%を超える市町村は　80

（最も割合が高い市町村では、全耕地面積の7割以上が有機農地と回答）

農業環境対策課調べ（平成30年度時点の状況について市町村より聞き取った結果）

県別・地目別で見ると

有機JAS認証取得農地だけでも、地目別では、有機ほ場の面積が全耕地面積の１%以上を占める場合がある。

畑地		樹園地（茶を含む）	
島根県：	3.2%	鹿児島県：	3.9%
石川県：	2.6%	宮崎県：	3.4%
大分県：	2.1%	島根県：	1.9%

平成29年。有機JAS認証取得農地の面積は食料産業局調べ。各都道府県の耕地面積（耕地及び作付面積統計（平成30年7月15日時点））に対する割合を、農業環境対策課が算定。

有機農業による農地利用について（有機農業による耕作放棄地の利用の特徴）

○有機農業（有機JAS水準）に取り組む場合、ほ場外からの使用禁止資材の**飛来・流入防止措置**や、植え付け・収穫前に**一定期間**（転換期間＝原則２年以上）**使用禁止資材を使用しないこと**が必要。
○耕作放棄地を利用することで**緩衝地帯の縮小、転換期間の短縮**等が可能であり、利用事例が全国に存在（ほ場がまとまって長期安定的に利用できることが望ましい）。

耕作放棄地等を利用して有機農業に取り組む利点

有機栽培を行う農地がまとまっていれば、
緩衝地帯の設置等が最小限に

有機農業を行う圃場と　慣行農業を行うほ場が隣接していると、緩衝地帯を設ける必要があり、ほ場がまとまっていた方が緩衝地帯が少なくなる。

イメージ

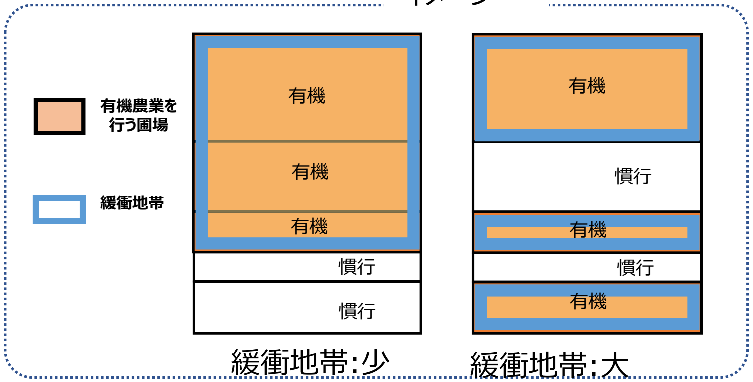

緩衝地帯:少　緩衝地帯:大

一定期間、化学合成農薬等を使用していないほ場を利用する場合、
有機認証における「転換期間」を短縮可能

※多年生作物以外の場合

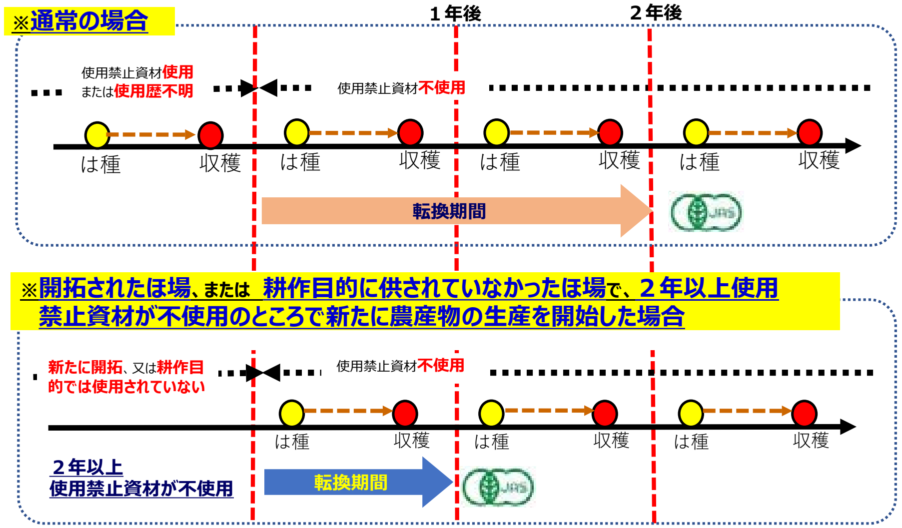

※**耕作放棄地では転換期間を１年短縮可能**

有機農業による農地利用事例について

（株）アグリーンハート（青森県黒石市）

面　　積　：42ha
構成員　　：８名
取組品目：水稲、大豆、アスパラ、じゃがいも、にんにく

▲中山間地の水田を再生し、
有機JAS認証取得

● 取組のポイント

- 平野部で、ドローン等を活用した先進的な栽培を行う一方、**中山間地で休耕状態にあった農地を活用し、有機農業を実践**。
- 地元テレビ局のレポーターや青森県の「農業教育サポーター」として、**県の一次産業や担い手の魅力を情報発信**。

香の宮　Ｆ＆Ａ（島根県江津市）

面　　積　：1.35ha
構成員　　：18名
栽培品目：有機葉物野菜

←耕作の継続が困難になりつつある
農地を活用し、面積を拡大

● 取組のポイント

- 東京での就職後、Uターンし新規就農。地域で**耕作の継続が困難になりつつある農地**を活用し、**49棟135aまで面積拡大**。
- 「いわみ地方有機野菜の会」と仲間とともに、**共同販売会社**「（株）ぐり～んは～と」**を設立**し、受注・販売に係る**生産者の負担軽減**に繋げている。

平成30年度 未来につながる持続可能な農業推進コンクール 関係資料をもとに農業環境対策課作成

農村振興局　農村政策部　地域振興課

荒廃農地の発生防止と解消

○ 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。

○ 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。

○ 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することも有効。

荒廃農地の発生防止と解消の取組

① 地域・集落の共同活動

地域の環境整備やまちおこし等の地域・集落の共同活動を通じて、地域の活性化を図るとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・多面的機能支払交付金
・中山間地域等直接支払交付金　等

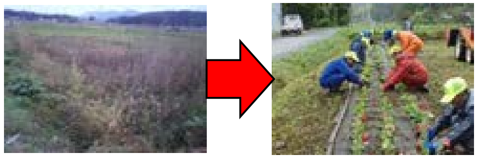

② 鳥獣被害対策

電柵の整備や荒廃農地を農地や緩衝帯として再生することにより、鳥獣被害を軽減させるとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・鳥獣被害防止総合対策交付金
・中山間地域等直接支払交付金　等

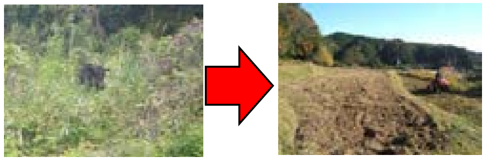

③ 農地中間管理機構

農地中間管理機構が荒廃農地を借入れ、農地への再生を行い、担い手への農地の集積・集約化を促すことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

・農地中間管理事業
・農地耕作条件改善事業　等

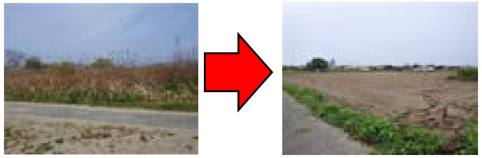

④ 基盤整備

ほ場整備事業による農地の大区画化、基盤整備事業による排水対策等の農地整備を行うとともに、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・ほ場整備事業
・都道府県、市町村単独事業　等

⑤ 新規就農者

荒廃農地の再生を行い、新規就農者がまとまった農地を確保することにより、新規就農者の参入を促し、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・農業次世代人材投資事業
・都道府県、市町村単独事業　等

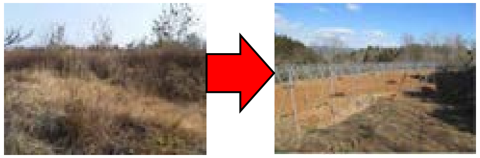

⑥ 企業参入

民間企業が新規事業や製品の原材料確保等を目的として、荒廃農地を集積・集約化し、再生することで、荒廃農地の解消にも寄与する。

・農地中間管理事業
・都道府県、市町村単独事業　等

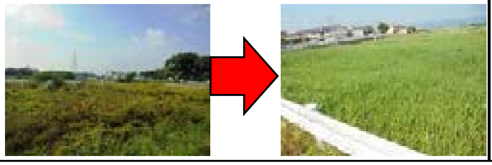

⑦ 6次産業化

地域の活性化のため、荒廃農地を再生し、高収益作物の導入を行い、6次産業化を図ることで、荒廃農地の発生防止と解消にも寄与する。

・農業競争力強化農地整備事業
・産地パワーアップ事業　等

⑧ 農福連携

地域の活性化のため、福祉施設と連携し、荒廃農地を活用した雇用創出や学習活動等を行うことで、荒廃農地の解消にも寄与する。

・農山漁村振興交付金
・都道府県、市町村単独事業　等

【八宮地区】地域で荒廃農地に蓮やひまわり等を植えて、農村景観を向上

〔宮城県白石市（しろいしし）〕

新規就農	企業参入	6次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣被害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 地域農業の状況

○ 白石市は宮城県南部に位置する城下町であり、西に蔵王連峰を擁し、阿武隈川の支流である白石川の清流など四季折々の豊かな自然に恵まれている。

八宮地域は、白石市の北西部に位置し、農用地は標高50m～400mの中山間地域に散在している。

○ 同地域では保全会構成員の協力を得て、草刈り、用水路整備及び地域環境の整備等の保全活動を行ってきているものの、集落内の農業後継者不足や高齢化等により適切な農地等の保全管理活動が困難になりつつあり、加えて、獣害の発生や畦畔の大きな水田が多く、草刈り等による管理が重労働になっていた。

〈荒廃農地解消前の状態〉

2. 地区概要

取組主体	八宮地区環境資源保全会	地区名	八宮（やつみや）地区
再生面積	73.9a	取組年次	平成24年
作付作物	蓮、ひまわり、ポピー（景観作物）	販路	ー

3. 取組内容及び効果

多面的機能支払交付金を活用し、荒廃農地の解消・発生防止に取り組むとともに、農村景観を向上

○ そのため、同地区では多面的機能支払交付金を活用し、草刈り等の農地維持支払活動のほか植栽活動や田んぼの生き物調査等の資源向上支払（共同）活動に取り組んだ。

○ このうち、景観形成活動として、管理面積117.8haのうち73.9aの荒廃農地を有効活用した蓮田化やひまわり等の植栽を実施し、農村景観の向上とともに農用地の荒廃を防ぐことができた。

○ また、きめ細やかな雑草対策として、農道及び農地の法面に作業の省力化に有効な雑草抑制芝ティフブレアの植付けや防草シートの設置及び芝桜の植え付けを行うことにより、雑草対策の省力化が図られた。

【景観植物の植栽】

活用した支援策	多面的機能支払交付金（国）

【喜連川地区】耕作放棄地(荒廃農地)を利用した地域自給燃料の実用化

〔栃木県さくら市〕

新規就農	企業参入	６次産業化	農地中間管理機構
農福連携	鳥獣被害対策	地域・集落の共同活動	その他

1. 地域農業の状況

○ さくら市は栃木県中央部に位置する小さなまちであり、鬼怒川の左岸に位置し、ほぼ平坦な地域と八溝山系の数条の丘陵部を範囲とする地理的にまとまりのある地域である。

喜連川地区は、さくら市の北東部に位置し、古くは城下町として栄え、その名残を残しつつ桜や温泉といった観光名所を有している。農用地は南北に流れる4つの河川の間の平地と丘陵部にある。

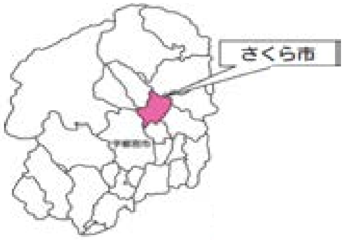

○ 同地区の丘陵部は、地理的条件の厳しい場所や集落内の農業後継者不足と高齢化等も重なり、適切な農地の保全管理が困難になりつつあった。

加えて、獣害の発生や大型機械の使用が困難な農地が多く、担い手による耕作も困難な状態となっていた。

〈荒廃農地解消前の状態〉

2. 地区概要

取組主体	さくら市等	地区名	喜連川（きつれがわ）地区
再生面積	495a	取組年次	平成26年～
作付作物	エリアンサス（農業生産物資源）	販路	さくら市　市営もとゆ温泉

3. 取組内容及び効果

遊休農地解消支援事業を活用し、耕作放棄地(荒廃農地)を利用した地域自給燃料を実用化

○ さくら市と市内事業者が連携し、遊休農地解消支援事業等を活用し、農研機構とJIRCASで品種育成されたイネ科多年草「エリアンサス」を原料としたバイオマスペレット燃料による地域自給燃料の実用化に取り組んだ。

○ 平成26年から農研機構とJIRCASの技術指導を受けながら、耕作放棄地495aにエリアンサスを栽培。平成29年4月より、さくら市の運営する温泉施設のシャワー用ボイラー燃料として本格稼働し、バイオマスペレット燃料を供給している。

○ 定植1年目は手作業による雑草防除が必要であるが、それ以外は大きな手間がかからず、改植なしに播種から3～4年で収穫を開始し、10年以上収穫が可能である。作付面積の拡大が期待されているが、バイオマスペレット燃料の供給先の拡大が課題となっている。

（農研機構＝国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、JIRCAS＝国立研究開発法人国際農林水産業研究センター）

【エリアンサスの栽培】

【エリアンサスの収穫】

活用した支援策	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国) 遊休農地解消支援事業(県)

農地面積の推移

○　<u>農地は1961年（昭和36年）の609万haをピークに減少し、2019年（令和元年）で439.7万ha</u>となっている。

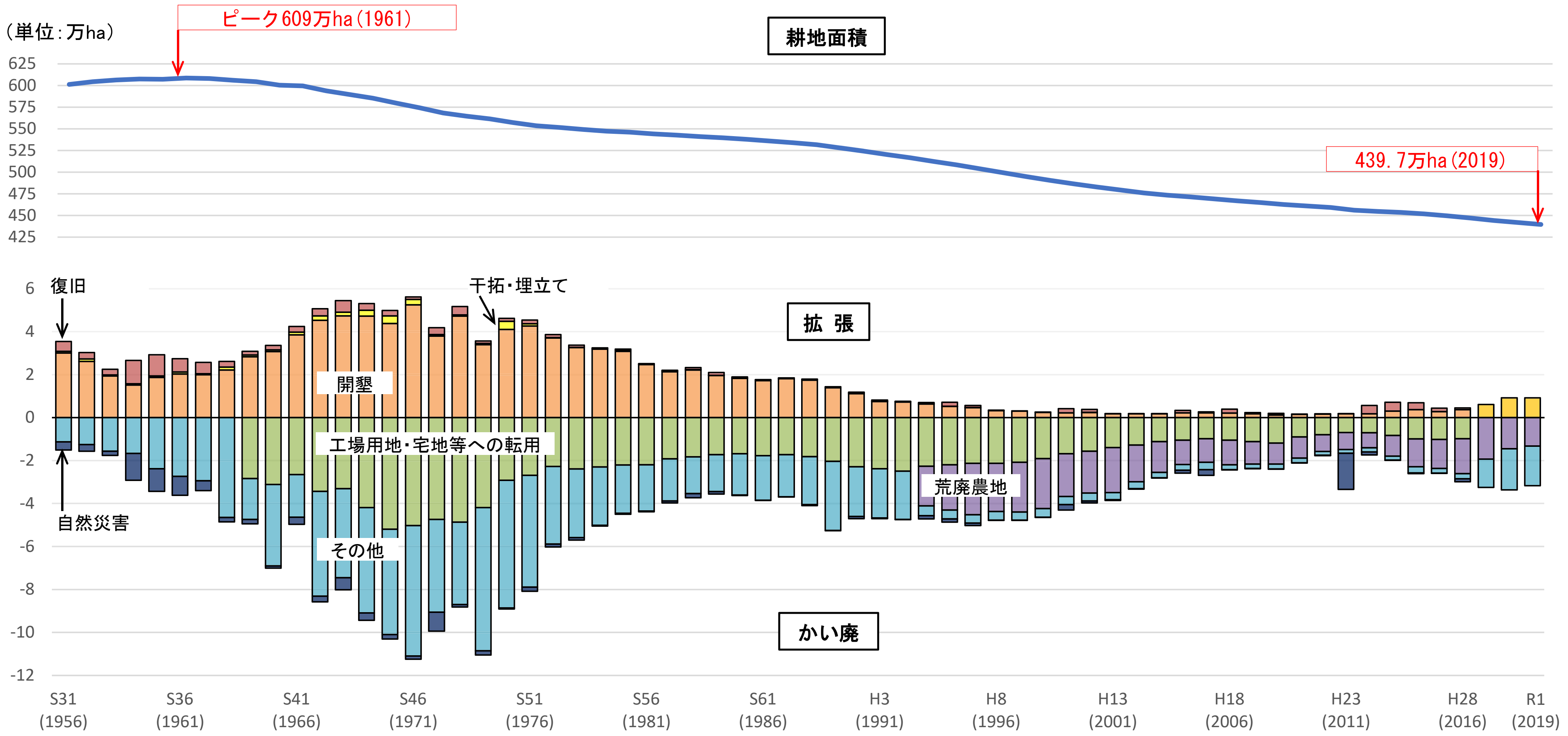

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」
注１：「開墾」には、荒廃農地の解消が含まれる。
注２：「荒廃農地」は、平成５年から調査を行っており、それ以前は「その他」に含まれる。
注３：「その他」は、「農林道等」、「植林」、「荒廃農地以外のその他」であり、「工場用地・宅地等への転用」（昭和39年から平成28年まで調査を実施）を含む。

第１回長期的な土地利用の在り方に関する検討会資料

（参考）農地・荒廃農地について

○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	市町村・農業委員会調査：現地調査による客観ベースの毎年の調査
○再生利用が可能な荒廃農地（Ａ分類）	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの	
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（Ｂ分類）	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの	
○遊休農地		
○１号遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（再生利用が可能な荒廃農地）	
○２号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地	
○耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいい、農家等の自己申告による主観的な数字	農林業センサス：調査票による農家等の主観ベースの５年毎の調査

出典：「令和元年　耕地及び作付面積統計」、「平成30年　荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、「平成30年　農地の利用状況調査」、「2015年農林業センサス」

農用地区域別、農業地域類型別の荒廃農地面積割合

○ 2017年（平成29年）の再生利用が可能な荒廃農地（A分類）の面積に係る荒廃農地率(注１)は、
① 農用地区域・農用地区域外別にみると、農用地区域外は、農用地区域の約６倍。
② 農業地域類型別にみると、都市的地域、中間農業地域及び山間農業地域は、平地農業地域の約２倍。
○ 荒廃農地（A分類）(注２)は、中間農業地域と山間農業地域に５割以上存在する。

①農用地区域・農用地区域外別荒廃農地面積割合
（農用地区域の荒廃農地率を100とした場合）

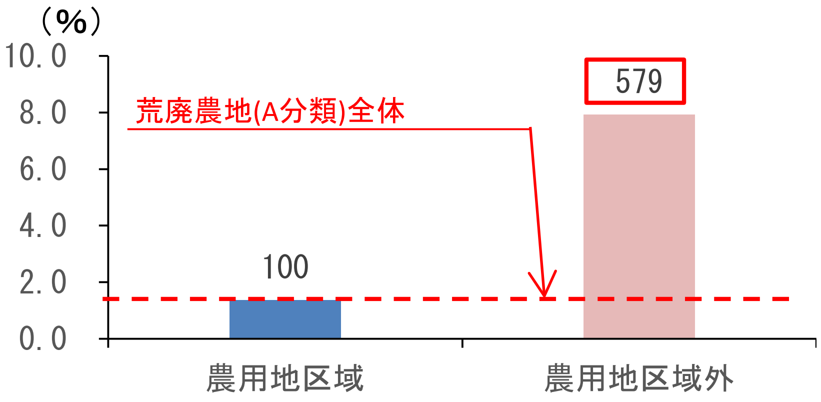

	農用地区域	農用地区域外	合計
荒廃農地面積（A分類）	5.6万ha	3.7万ha	9.2万ha
耕地面積	401.8万ha	42.6万ha	444.4万ha

②農業地域類型別荒廃農地面積割合
（平地農業地域の荒廃農地率を100とした場合）

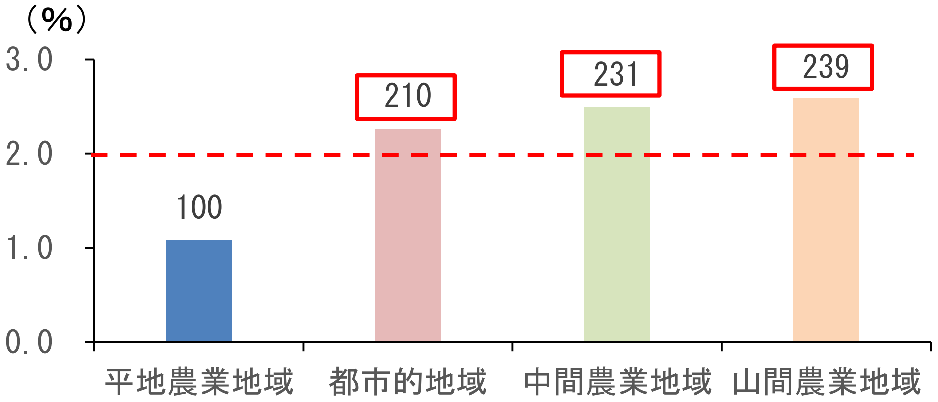

	平地	都市的	中間	山間	合計
荒廃農地面積（A分類）	1.4万ha	2.8万ha	3.9万ha	1.1万ha	9.2万ha
耕地面積	127.4万ha	122.1万ha	153.8万ha	41.2万ha	444.4万ha

資料：農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」、農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」、農林水産省農村振興局調べ
注1：ラウンドの関係により、合計と内訳が一致しない場合がある。
注2：「H29荒廃農地(A分類)面積／（H29耕地面積＋H29荒廃農地(A分類)面積）」により荒廃農地率を算定（グラフ左目盛り）。
注3：「荒廃農地（A分類）」とは、荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの。

〈食料･農業･農村基本計画（令和２年３月３１日閣議決定）（抜粋）〉

第３　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
２．農業の持続的な発展に関する施策
（３）担い手等への農地集積・集約化と農地の確保
②　荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用

（略）

あわせて、有効かつ持続的に荒廃農地対策を戦略的に進めるため、農地の状況把握を効率的に行うための手法の検討のほか、荒廃農地の発生要因や地域、解消状況を詳細に調査・分析するとともに、有機農業や放牧・飼料生産など多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みの在り方について「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置して総合的に検討し、必要な施策を実施する。

（略）

第３　食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
３．農村の振興に関する施策
（２）中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備
①　地域コミュニティ機能の維持や強化
ア　世代を超えた人々による地域のビジョンづくり

地域を維持していくため、あらゆる世代の人々が参画して行う地域の将来像についての話合いを促していく。

具体的には、中山間地域等直接支払制度の活用により農用地や集落の将来像の明確化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくり等を支援する。その際、少子高齢化・人口減少、地方公共団体の職員数の減少を踏まえ、計画の策定等に係る地域の事務負担の軽減を進める。

また、地域で共同した耕作・維持活動に加え、放牧や飼料生産など、少子高齢化・人口減少にも対応した多様な農地利用方策とそれを実施する仕組みについて「農村政策・土地利用の在り方プロジェクト」を設置し、総合的な議論を行い、必要な施策を実施する。

資料３

放牧による耕作放棄地対策と畜産振興

Ⅰ．わが国の放牧の現状

Ⅱ．耕作放棄地への放牧の凄さ

Ⅲ．土地集積と放牧の理解がキーポイント

Ⅳ．マトメ

（一社）日本草地畜産種子協会
放牧アドバイザー　梨木　守

．　わが国の放牧の現状

★2018の全国の放牧頭数は、40.5万頭（21%）

★水田/畑/桑園/茶/果樹園跡などに、30年ほど前から肉用繁殖牛の放牧が開始（10～50頭規模/経営）

耕作放棄地等における放牧の状況（2018）

取組か所数	面積
3,158	10,118ha

資料：飼料課調べ　注１：耕作放棄地放牧･水田放牧等の小規模移動放牧の状況を取りまとめたものである。

公共牧場･放牧をめぐる情勢、2020.4

．耕作放棄地への放牧の凄さ

牛が自ら行う

- ✓ 給飼、排泄物処理不要、永年利用＝放牧は容易

社会にとって

- ✓ 耕作放棄地対策（国土資源の有効利用）、景観管理、畜産理解・振興の契機

農家、牛にとって

- ✓ 所得UP（電気牧柵、飲水場の整備して20万円/1ha以下の低コスト（過剰投資抑制）、軽労化、繁殖成績向上、アニマルウェルフェア）

その他の効果

- ✓ 鳥獣害の抑制、動物とのふれあいの場

−1

牛(体重500kg) 1頭180日間で管理可能な面積	
ススキ、クズ、セイタカアワダチソウ、シバ	0.9～1ha
牧草	0.3ha～1ha

草地管理指標、草地の維持管理編および草地の放牧利用編から試算

★放牧は傾斜地や段差地形でも可能

傾斜地もOK
（35度以下）

電気牧柵１本で放牧
コントロール可能

滞水地は明渠で排水化
を図る

-2

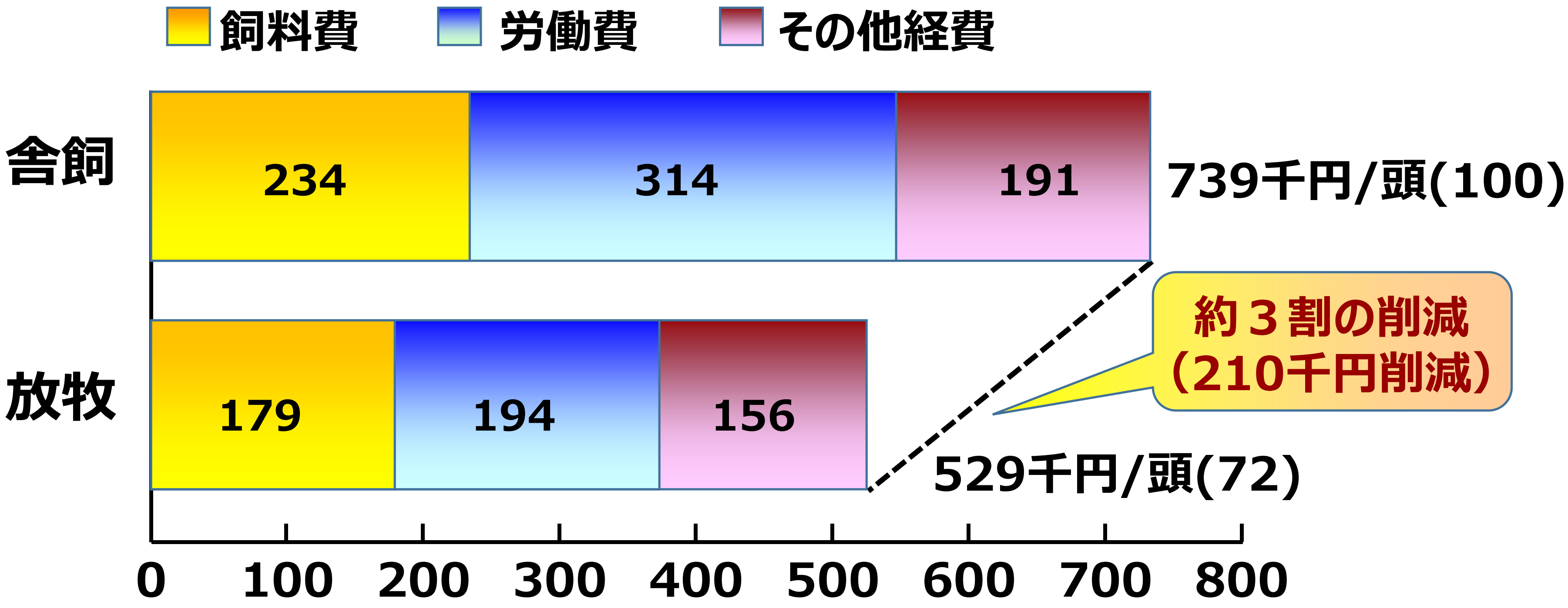

注：平成29年度畜産物生産費（子牛生産費２頭～５頭規模 未満）による子牛１頭当たりの生産費を試算

＜前提条件＞繁殖雌牛2頭～5頭規模、放牧期間：5月～10月 (6か月)

公共牧場・放牧をめぐる情勢、2020.4

Ⅲ．土地集積と放牧の理解がキーポイント

0.3ha～1ha必要

放牧を推進する制度

- 放牧の技術指導者および周辺住民の同意を取り付ける人材の確保･育成の支援
- 中山間地域直接支払制度のメニューに耕作放棄地放牧を明記（牛が土地をSDGs的に保全する、畜産的に地域振興になる）

1）分散する水田跡地を活用

− 岩手のKさん（102頭、約30ha）−

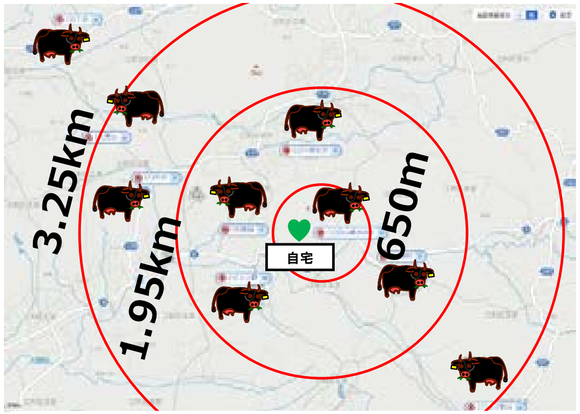

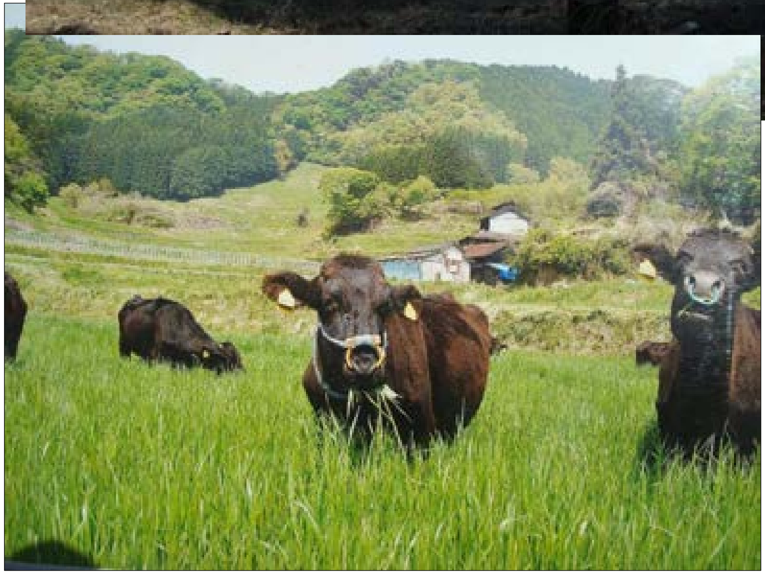

- 宮崎県のIさん（繁殖牛13頭、自己有地、借地合わせて15ha）
- 放牧地内にある水田は夏は牧柵で囲いイネWCS生産、後作のイタリアンライグラスに放牧
- 畑地跡、林地伐採跡にはバヒアグラス

・マトメ

(1)技術的に確立しているか	YES	放牧に関する技術は豊富 ✓家畜・草地管理技術は開発済み ✓しかし放牧の指導体制は貧弱
(2)経営としてなりたつか	YES	✓活用農家は、放牧なくしてもはや経営は成り立たないと言う ✓一部頭数を放牧するだけでも、ふん尿処理が楽になると言う
(3)農地の管理の実態	容易	✓放牧地は永年利用可能、細かな施肥等の管理はそれほど重要ではない ✓飲水場など簡易な施設で十分
(4)放牧による効果	高い	✓放棄地対策 ✓生産費低コスト化 ✓牛の健全性向上 ✓家畜とのふれあい機能 } 成果は舎飼以上

. マトメ-つづき

(5)放牧の普及方策	緊急	✓土地集積が最重要 ✓指導技術者、地域リーダーの養成 ✓周辺住民の同意：放牧を見せるのが一手
(6)土地貸借、制度面のアシスト	緊急	✓農地バンク等が農地斡旋に機動性を持って取り組む（平坦地である必要なし）：土地集積に待ちのマッチングはダメ ✓中山間直接支払制度のメニューに放棄地放牧 ✓所有者不明地の長期利用可能化 ✓遊休農地へ課税（多くの貸し手は土地管理を任せられることだけで十分という）
(7)行政、農業委員会の指導状況	関心高い	✓多くの自治体で、既に放牧による耕作放棄地対策に取り組んでいる ★１件当たり1ha以上の放牧は少ない
やる気のある人が不可欠		

資料４

第2回 長期的な土地利用の在り方に関する検討会提出資料

荒廃農地の管理の在り方と合意形成について

荒廃農地の管理の在り方について　1～3ページ
阿賀野市農業委員会の取り組み　4ページ
合意形成について　5～8ページ

令和2年7月7日

新潟県阿賀野市農業委員会
会長職務代理者　笠原尚美

荒廃農地の管理の在り方について①

〈第1回検討会を終えて〉

① 新たな土地利用で示された「農地を農地への復旧が容易な非農地に転換」(資料1の33ページ)への懸念

⇒現場の感覚としては、非農地になると農地には戻らないのではないか

非農地になると農地法や農業委員会の管理対象から外れる

管理対象でない土地が荒れた場合に地域では対応できない

② そのため、「農地を農地への復旧が容易な非農地に転換」は、地目上の扱い及び関与の在り方について検討してはどうか

③ 管理の仕方は田、畑、樹園地等で異なるため、用途別に管理のあり方を考える必要があるのではないか

④ 併せて、議論の対象を中山間地域だけに限定するのでなく、平場や都市近郊地にも広げた方が良いのではないか

⇒砂丘地帯での荒廃農地の増加が懸念される

1

荒廃農地の管理の在り方について②

＜荒廃農地を活用する方法＞

① 果樹や茶、有機農業のための1～2ha規模の団地化

② 農地付き空き家を活用した移住者による小面積の農地利用

③ 兼業や半農半Xによる農地利用

※①～③は新規就農者の確保対策としても機能

④ 傾斜地での家畜放牧や飼料生産による粗放的な農地利用

⑤ 観光資源としての景観作物や枝物（花木）の栽培地としての農地利用

⑥ 鳥獣害被害が少ない品目の栽培や、養蜂等を組み合わせた農地利用

⑦ 生物多様性の維持や水資源の涵養等を目指した農地利用

⑧ 鳥獣害に対する緩衝地帯としての農地利用

山間部での養蜂

荒廃農地の管理の在り方について③

＜多様な利用を促進するために必要なこと＞

① 農業的利用を支援する仕組みの導入
⇒簡易な基盤整備や施設更新等への支援

② 粗放的利用を含む多様な農地利用の推進
⇒前ページの①～⑦の他、現場の工夫に応じた柔軟な利用の促進

③ 多様な農地利用者の参画
⇒他業種就業者（テレワーク・リモートワーク）、半農半X、企業の福利厚生、農福連携、引きこもりの社会復帰支援等

④ 農振農用地区域の詳細な利用エリア区分の設定
⇒放牧区域、有機農業区域、体験農園区域、環境景観保全区域、鳥獣害防護区域等のエリア区分で参入しやすい環境整備

⑤ 地域に対する農地等の維持管理活動への経費の助成
⇒農地等の維持管理活動を持続させるため、活動主体への活動費の助成が必要

阿賀野市農業委員会の取り組み

＜農地を維持するための取り組み＞

○農地の出し手、受け手の意向の把握
- ・経営状況調査（毎年実施）
  現在の経営状況、今後の経営見込み、後継者の有無等を把握
- ・あっせん譲受等候補者名簿（随時更新）
- ・認定農業者の名簿（随時更新）

○農業委員、推進委員による利用調整
- ・農家を訪ね、農地の引き受け先を探す（農地のあっせん）
- ・農地ナビで農地の画像を見せながら説明
- ・1～2回の訪問は当たり前、複数回行ってやっと話を聞いてもらえる

＜農業委員、推進委員の思い＞

地域の声を丁寧に拾い、次の受け手を探す！ 4
農地への思いや歴史も受け止めてほしい！

合意形成について①
（「人・農地プラン」の実質化の取り組み状況）

＜「人・農地プラン」の実質化とは＞

　農家や地域の関係機関が、農家の話し合いに基づいて、5～10年先の地域農業の中心経営体や目指す将来を明らかにする取り組み（地域農業の未来の設計図づくり）。

　令和元年の夏から実質化の取り組みを開始し、全国の約9割（耕地面積ベース）で進行しているが、現在は新型コロナウイルスによって多くの地域で話し合い等が中断している。

＜実質化の手順＞

①市町村が工程表を作成
②アンケートの実施（農家と農地所有者の意向把握）
③アンケート結果を地図に落し込む
④地図を見ながら、地域で将来の話し合い
⑤将来方針の作成
⑥市町村が公表 (＝プランの実質化)
⑦実質化を実現する活動の実施

＜話し合いの参画者＞

①地域の農家（主に担い手農家）
（関係機関）
②市町村の農政部局
③農業委員会（農業委員、農地利用最適化推進員）
④農地中間管理機構
⑤JA
⑥土地改良区

＜阿賀野市の取り組み状況＞

・市内122地区で人・農地プランを検討中
・すでに25地区が実質化、秋までには50～60地区が実質化する見込み
・合意形成までには最低3回以上の話し合いが必要
・中山間地域の方が中山間直払い等によって話し合いの土壌ができている傾向

合意形成について②
（人・農地プランの実質化の取り組みから見えたこと）

＜感じている課題＞

① 地域のことを考えるのに、農家や担い手だけで話し合ってよいのか
⇒視点を多様化させ、さまざまなアイデアを出さないと可能性が広がらない

② 後継者がいない高齢農家等の意識の低さ
⇒「どうせ自分には関係ない」、「どうせあの人だけがいい思いするんだ」といった根強い『どうせ思考』

③ 話し合いができる地域、できない地域の地域格差が大きい
⇒できない地域では、コーディネーター役（調整役）の不足

④ 相続未登記農地の壁
⇒相続人が20人以上になるケースもあり、一度まとまった話を後に引っくり返されることも

⑤ 示されたひな形や例示の模倣
⇒型に当てはめようとする市町村もあり、地域との温度差の原因に怠慢ではなく、市町村の担当部局のマンパワー不足が原因

6

合意形成について③
（求められる合意形成）

<課題克服に必要なこと>

① 農家や担い手に加え、土地持ち非農家、地域住民、水利等で関係する下流域の農業者等が話し合いに参画する体制に

⇒話し合いが難しい場合でも、せめて意向は確認したい

② 制度の理解を深める工夫

⇒人ごととならないようにデータを用いる等して参加者へ地域の現状を正しく説明する（これは市町村行政にしか担えない）

③ 合意形成に適切な範囲は、地域の最小単位である集落や自治会

⇒意思疎通が円滑な最小単位から始め、集落や自治会の判断で近隣地域と協力できるようする

人・農地プランの実質化や中山間地域等直接支払制度等、既にある話し合いの場を活用するとスムーズに進むのではないか

④ 相続未登記農地の活用策を緩和

⇒新たな土地利用に転換する場合だけでも活用しやすくしてほしい

⑤ 市町村のリーダーシップと関係機関の明確な役割分担

⇒主体となる参画者がそれぞれの役割を理解することが重要

<「人・農地プラン」の実質化への影響>

① 「人・農地プラン」の実質化の取り組みは令和2年度末までが期限

② しかし、3月以降は顔を合わせての意向把握や話し合いができていない状況

③ スケジュールの組み直しが必要になっており、令和2年度内に実質化できない地域が出てくることも考えられる

<新たな土地利用への転換への影響>

① 「人・農地プラン」の実質化の遅延が、新たな土地利用への転換を地域で考える際に影響する可能性がある

② ただでさえ多忙を極める市町村農政部局や関係機関に対して、過重な負担とならないか心配

③ 意向把握や話し合いが丁寧に行える期間を設けることが必要

土地利用の主体と
地方自治体の支援について

山形県置賜総合支庁
農村計画課長　髙橋信博

農山漁村を次代につなぐ環境整備

若者が主役となった地域づくり

・農業者の高齢化
・農林水産業停滞
・集落活動弱体化

・若者が主役となれる地域の環境づくり
・土地の有効活用と儲かる農業の展開
・集落内外の多様な人材･技術の活用

コーディネート

農山漁村を次代につなぐ環境の整備が “ 要 ”

里地（平地農村）～里山（中山間）モデル

里海（漁村･砂丘地）～里地（平地農村）モデル

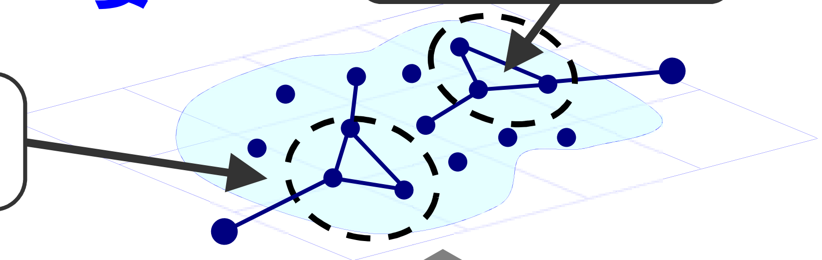

① 世代間相互の合意形成モデル

里海～里地、里地～里山のモデル地域を設定し、現役世代（ある意味高齢者）と若者世代が話し合いで、合意形成された地域土地利用計画を策定

② 若者主体の地域経営構想モデル

若者が中心となり、農家･非農家の枠を超え、農林水産業を起点とした雇用と定住を可能にする地域未来構想づくり

足りないもの？

・現役世代と後継者が話し合う場
・土地や地域資源がお金を生む仕組

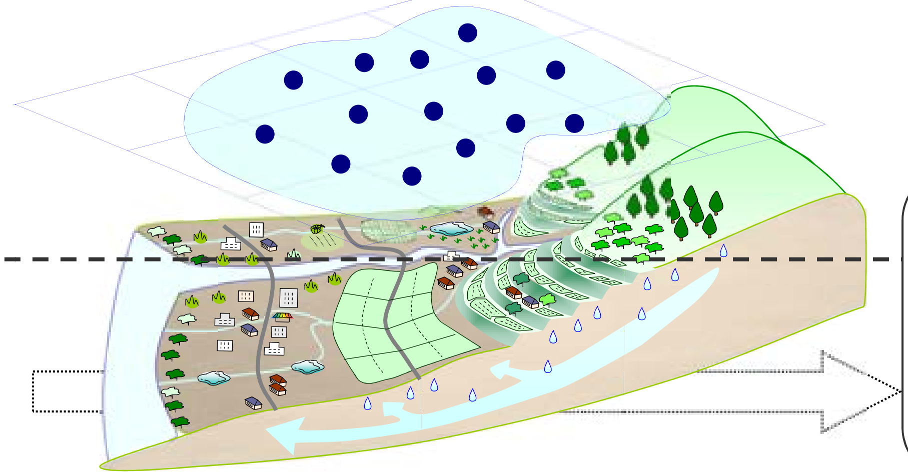

地域活動上の課題整理

・農山漁村集落ごとの課題
・企業等よそ者参画の課題

中山間地域の現状
（中山間直払集落代表者へのアンケート）
【地域（集落）住民の方々が10年後の生活を考えたとき、不安に感じることはありますか】

・後継者 79%
・農地、水路、山林の維持 77%
・草刈などの共同作業 70%

［農山漁村地域づくり課題調査(山形県)］

農山漁村を次代につなぐ環境整備

持続可能な農山漁村ステップ up イメージ

・図れない地域の合意
・効率の悪い農地と施設
・進まない世代交代

（ 話し合い ）

・土地利用計画の策定
・施設機械の共同利用
・周年農業の実現

（ 話し合い ）

農用地の集積
法人化・企業化
若者世代の就農

（ 話し合い ）

・労働時間の短縮
・経営面積の拡大
・地域に合わせた産地化

面積を埋める作物、
付加価値作物栽培等

（ 話し合い ）

6次産業化等の取組
地域ブランドの確立

農産加工、直売所、
観光・体験商品開発、
農家民宿、若者就農

若者が主役となった地域の経営

・農業者の高齢化
・農林水産業停滞
・集落活動弱体化

→

・現役から若者への世代交代を促進
・持続した営農と新たな地域産業づくり
・若者が定住できる地域の環境づくり

人・農地プランの実質化

コーディネート

中山間直接支払の集落戦略

農山漁村を次代につなぐ環境整備

現役世代 ＋ 若者世代による徹底的な話し合いで課題解決

① 世代間相互の合意形成実現事業

現役世代である高齢者と若者世代が、地域の農業について徹底して話し合い、合意形成された実効性の高い「人・農地プラン」や「集落戦略」を完成させる（その環境を整える）

② 若者主体の地域経営モデル策定事業

若者世代が、10年、20年後を目標に、農林水産業を起点とした、地域での雇用創出や定住できる環境について話し合い、実践につなぐ未来構想づくりに取組む（持続営農と6次産業化など）

農山漁村を次代につなぐ環境整備
（土地利用と括りづけの考え方）

集積と作物の選定
・基盤整備を契機とした農地の集積と作物の選定（団地化など）
・利便性改善による労働時間軽減
・耕畜連携による労働力の軽減

広い面積を利用
・広域的な土地利用計画の策定
・手間のかからない作物生産
｛実取りとうもろこし（飼料）
山菜や薬草など｝

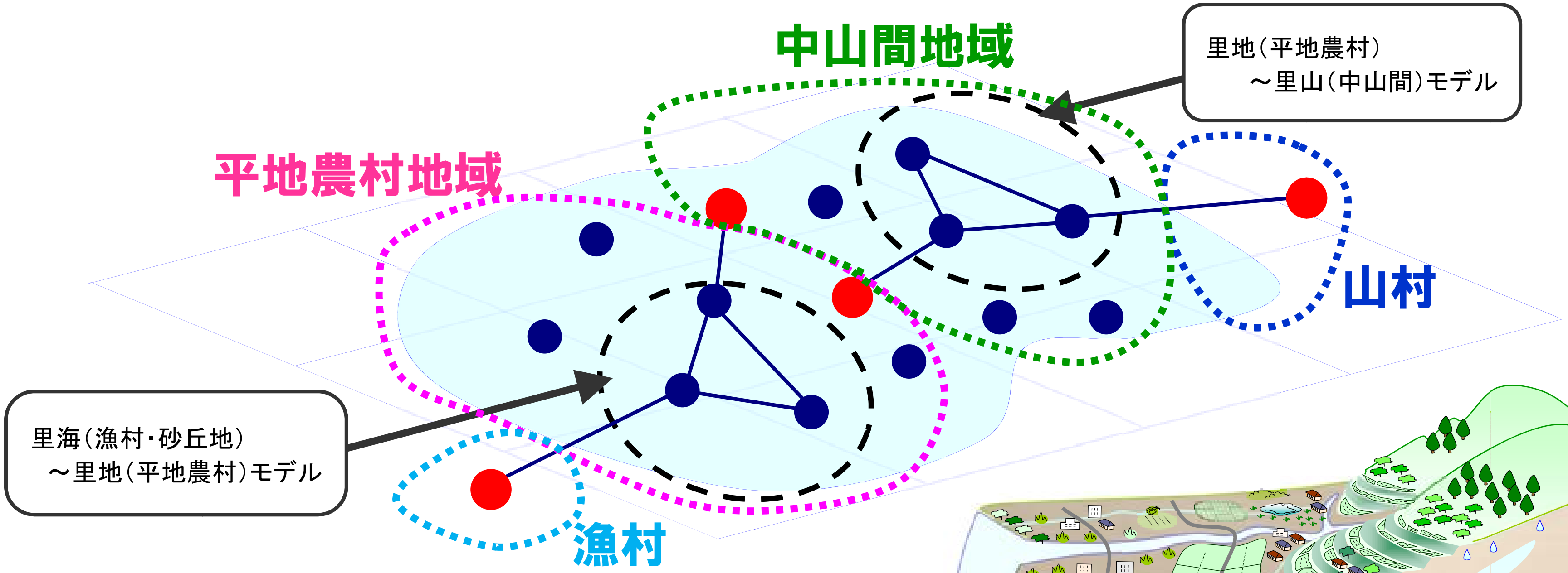

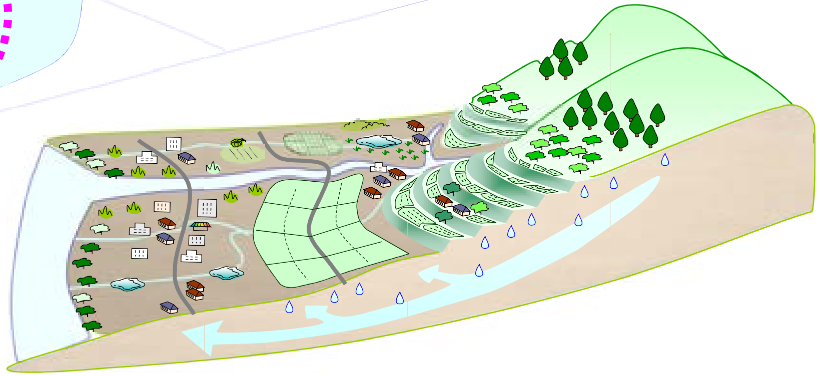

集落単位で無理なものは
括りを広げた取組みが“肝”

“参加者の声”

● すばらしいワークショップでした。地域の方々と行政の方々との連携もすばらしく、これからの取り組みが楽しみです。

● 吉川に住んで２９年、自分は今まで何気なく吉川を見ていたことに、初めて気付く機会になりました。吉川には、文化・歴史がたくさん有ることに驚いています。また、みんなで話しているうちに、皆の意見がひとつになるという素晴らしい体験ができ、勉強になりました。どんな住みよい吉川になるのかな？

地域づくりワークショップのススメ

みんな仲良く元気な地域にしたい

地域の資源を売り出したい

なくなったお祭りを復活させたい

事業を契機に地域づくりに活かしたい

支援メニュー

地域診断技術の提供
地域づくりを志す地域に専門家（県職員）を派遣し、総合診断を支援

地域づくりワークショップ等開催支援
地域座談会の開催やワークショップ運営の手法を支援

行動計画書づくりの支援
計画を実践に移行するための地域行動計画づくりのノウハウを提供

実践活動への支援
実践活動（自然環境や景観の保全、食品加工等）推進のための県関係部署や関係機関の専門家を派遣

地域づくりリーダーの育成支援
継続した地域づくりを可能にするための地域リーダーの育成を支援

県内外の事例を紹介
地域の活動が活発になるための事例や交流を支援

ワークショップのポイント

何のために　どんな方法で　どうなるの

ワークショップは、目的（何のために）、方法（どんな方法で）、得られる成果（どうなるの）を皆さんが納得して取り組むことが必要です。

ご相談窓口

山形県村山総合支庁 産業経済部農村計画課 企画担当	山形県最上総合支庁 産業経済部農村計画課 企画担当	山形県置賜総合支庁 産業経済部農村計画課 企画担当	山形県庄内総合支庁 産業経済部農村計画課 企画担当
TEL 023-621-8388 FAX 023-621-8463 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19-68	TEL 0233-29-1339 FAX 0233-23-8355 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034	TEL 0238-26-6056 FAX 0238-21-6943 〒992-0012 米沢市金池七丁目１－50	TEL 0235-66-5549 FAX 0235-66-3018 〒997-1392 三川町大字横山字袖東 19-1

山形県農林水産部農政企画課　企画担当

TEL 023-630-3315　FAX 023-630-3096　〒990-8570 山形市松波二丁目８－１

おいしい山形

夢へと続く扉を開こう

山形の“元気な地域づくり”を支援する
元気な地域づくり支援プロジェクト事業

地域づくりワークショップ運営支援

集落の夢を描き、扉を開くプログラム

関心…参加…発見…理解…創造

地域づくりワークショップとは、参加者が自由に考えを出し合いながら、地域の良さを見つけたり将来について話し合ったりする活動のことです。参加者どうし、互いの提案を尊重しながら平等に話し合いを進めていきます。
子どもからお年寄りまで、地域のあるもの探しで見つけたお宝をみんなで育てていくプログラムです。地域が元気になる仕掛けがいっぱいある地域づくりワークショップに取り組んでみませんか。

大瀬物語り 製作プロジェクト

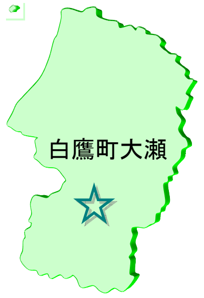

白鷹町大瀬地区は、最上川沿線にたたずむ集落で、過疎化と高齢化を克服し何とか明るい将来を展望したいという思いから町や関係団体の協力も得ながらプロ派遣事業に取り組んできました。

プロ派遣事業では、地域づくりプランナーがその地域に最適な地域づくり手法をアドバイスしながら関係者の合意を得てプログラムを進めていきます。

大瀬地区では、地区内外の人たちが集落内を点検して「お宝マップ」を作成。それをベースに今後もここで（大瀬で）？住み続けていくために何が大切かを考えた「ごくらく構想図」を地域の成果として取りまとめました。いつ、だれが、という行動計画もできており、今後の大瀬の発展が楽しみです。

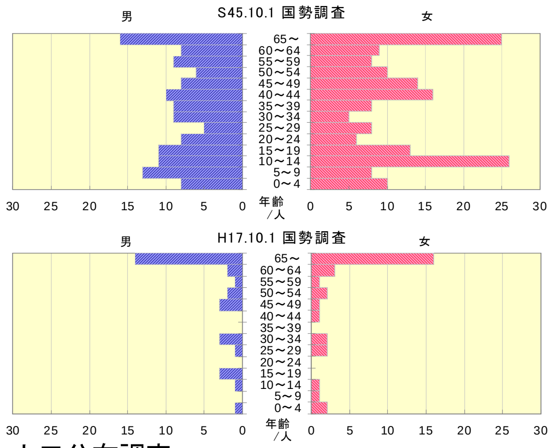

人口分布調査

西暦	年号	記事
1594	安土	文禄3年　「高目録帳」　※村高/130石1斗1升　伊達政宗が仙台
1600	桃山	慶長5年　最上戦争で「大瀬口」よりハツ沼城攻め　関ヶ原の戦い
1620	江戸	元和年間　「邑鑑（むらかがみ）」　※村高/130石1斗1升、戸
1638		寛永年間　番所の設置。大瀬、平田にも番所設置
1693		元禄6年　西村久左衛門の
1694		元禄7年　最上川舟運に
1828		文政10年　（山形県史資料）　※戸数/34戸、人口/188人（男1
1870	明治	明治初期　大瀬～栃窪間渡舟場開設

地域の歴史を振り返る年表作成

"大瀬物語り"の製作 ～大瀬の活き活きを語ろう～ ワークショップ

支援内容

① 集落の現地調査
② 調査結果の診断・解析支援
③ 地域活性化プログラム作成支援
④ ワークショップ開催支援
⑤ 行動計画づくりへの技術支援

地域づくりワークショップの成果「ごくらく構想図」

活動を振り返り、大瀬の地域づくりの次のステップへとつなげていくためのまとめの会を開催。一年前とは違う輝きのある笑顔が印象的でした。

この後実施された「うまいものフェスティバル」では、地域特有の資源や伝統料理などを再発見する良い機会となりました。

これからも、まだまだ頑張大瀬（がんばろ～ぜ）。

小学校閉校を目前として 地域のあり方を考える

西川町吉川地区は、清流寒河江川の流れる中山間地域にあり、自然豊かで、月山を望む景色も素晴らしいところです。吉川地区では、少子化の進行により地区内にある川土居小学校が平成24年度に閉校することが決定されています。地区のシンボルがなくなるということはとても悲しいことですが、これを契機として何とか地区を盛り上げようという思いで「吉川の未来を創る会」が設立され、未来に向かって歩み始めました。単に小学校の校舎がどうなるのかを考えるだけではなく、地区住民の思い入れも考慮しながら今後4年間かけた地域づくりの「きっかけ」をつくり出します。計画づくりにとどまらず、計画途中から行動に移していくものは実践し、活動を通して活き活きとした地域づくりに取り組んでいきます。

ワークショップ って、簡単にできるの？

地域を良くしようという皆さんの気持ちがあれば取り組めます。皆さんの地域を事前に調査して、どのような方法が良いかを提案します。主催は皆さんになりますが、開催からフォローアップまでワークショップの運営を支援します。

「吉川の未来を創ろう!!」ワークショップ

よしかわ未来づくり通信

第5号 2009.3.15

明日の吉川を創る１２７の提案がまとまりました！

第４回のワークショップで成果発表会を行いました　（3月1日）

【今年１年の歩みを振り返って】

昨年の８月、区・公民館・婦人会・若妻会・若衆会・ＰＴＡ等の参加者で構成し、活動を行ってきた「吉川の未来を創る会」。平成24年度から統合小学校がスタートするとき、地域の小学校がない中で、吉川の地域活動をどのように行っていけば良いのかを考えようと本会は設立されました。以来、小学校統合を一つの契機にし、単に吉川の地域行事のあり方だけを考えるのではなく、将来の吉川がどのような地域になっていくべきかを５回に渡って話しあってきました。

話し合いは「ワークショップ」という気軽に参加者全員の思いが語られる方法で行われました。あるときは班毎に地図を見ながら、あるときは現地を実際に訪れ、また現地で撮った写真やメモを見ながら、「吉川の宝物」や「もっと良くしたい」「やってみたいこと」などを話し合ってきました。参加した方々からは「知っているようで知らない吉川があった」「吉川にも他地域に誇れるものがある」「新しい取り組みを是非実現させてみたい」という声があがりました。地域の良さの再確認と吉川の未来創りに対する気運が高まってきたようです。

３月１日に開催された第４回のワークショップでは、話し合いを重ねてきた結果、参加者から寄せられた、未来の吉川に対する「１２７の提案」がどのようなものであったか発表されました。

【第４回ワークショップの様子】

ワークショップでは参加した方々がどのような提案を行ってきたのか、分かりやすく大きく６つ項目に分けた形でまとめ、発表されました。６つの項目は次のとおりです。

- 産業を興す・収益に結びつくこと
- 歴史的なものの保存・宣伝、文化の伝承
- お祭、イベント、レクリエーション、地域活動への参加
- 建物、道路などのハード面の整備
- 美しい風景を守る、花の植栽など美化活動、ゴミをなくす
- 地図、絵はがきなどを使っての情報発信

以上の項目にキャッチフレーズをつけて発表しました。詳しい内容は次のページをご覧ください。

ワークショップのまとめを発表する地域派遣職員の安達精美さん

よしかわ　未来づくり通信

よしかわ　未来づくり通信

ワークショップから生まれた１２７の提案の主な内容

【６つのキャッチフレーズ】

１２７の提案は大きく６つの項目に分けられます。そのキャッチフレーズは次のとおりです。

- 産業を興す・収益に結びつくこと → 豊かな資源を活かす
- 歴史的なものの保存・宣伝、文化の伝承 → 次世代に引き継ぐ歴史と文化
- お祭、イベント、レクリエーション、地域活動への参加 → みんなで参加吉川の地域づくり
- 建物、道路などのハード面の整備 → 住み良い地域にしよう
- 美しい風景を守る、花の植栽など美化活動、ゴミをなくす → 水と緑のある美しい吉川の里
- 地図、絵はがきなどを使っての情報発信 → 自慢しようふるさと吉川

【提案は「いつ」「だれが」するのか】

１２７の提案は誰かに「○○してほしい」ではなく、参加した方々が「○○したい」「○○していきたい」との思いの結集です。また、提案毎に「いつするのか（優先順位）」「だれがするのか（役割分担・主体）」も考えています。６つのキャッチフレーズに整理された１２７の提案の主な内容は下記のとおり記載しましたので、ご覧ください。

１　豊かな資源を活かす　提案数３４件

小項目と提案された数（ ）内が数	提案の主な内容	優先順位 今すぐ	優先順位 2〜3年	優先順位 将来	役割分担・主体 個人	役割分担・主体 組織団体	役割分担・主体 地域	役割分担・主体 地域と行政	役割分担・主体 行政
今ある資源を活かす（４）	育苗ハウスを使った後に他の農作物を栽培する	○				○			
	区の山（伐採地）をワラビ園にしたら良い		○			○			
月山まんま工場を活かす（４）	月山まんまの工場で吉川の直売所を開き農産物を売る	○				○			
	直売所に雑木を切ってキノコ栽培し売る（山の更新）	○				○			
小学校を利用する（10）	小学校で飲み屋をやる			○				○	
	小学校を漬物加工食品製造施設にする			○		○			
山を利用する（５）	里山の価値を見直し間伐材の手入れして炭焼きする	○					○		
	環境税で刈った木を利用して地域のプレゼントにする	○						○	
トラヤワインとの連携（５）	ぶどう畑で作ったぶどうをトラヤワインでワインにする		○					○	
	ワイナリーでワインと地元食材の楽しめるレストラン		○					○	
地域産業をＰＲする（６）	西川牛の大きな看板を立てたらよい	○						○	
	山形９７号と月山まんまの地域として全国にＰＲする		○						○

よしかわ　未来づくり通信

「農山漁村地域づくりプランナー」認定登録制度

1　趣旨

山形県農業農村整備関係職員研修実施要領に基づき、業務遂行能力の向上を図るために実施する組織研修として、「農山漁村地域づくりプランナー」の認定登録制度を定めることにより、地域での話合いや合意形成のためのワークショップ技術を有した職員の育成を図り、農業・農村を持続的に発展させる生産基盤の強化と、農業生産が支える美しく活力ある農村づくりを推進する。

2　農山漁村地域づくりプランナーの定義

県が定めた研修制度を修了することで、地域での話し合い・合意形成のため自らの技術でワークショッププログラムを企画運営する能力を身につけた県職員とする。

3　認定要件

以下の研修を基準回数以上、受講又は実践することを認定要件とする。

区　分	内　容	対象とする研修	基準
1)基礎研修	WSの基礎知識と演習研修の受講	職場研修等で農山漁村地域づくりプランナー等が行うもの	1回
2)現場研修	地域で開催されるWSへの参加・体験	現場で行われる様々なWS	1回
3)企画研修	WSの企画研修の受講 ［具体のプログラム作成等］	具体的にプログラムの作成が可能となる研修 ※	1回
4)実践研修	自らWSのプログラムを作成し、WSを実践	農山漁村地域づくりプランナーのサポートを受けながら自らファシリテーター行ったWS	3回

※元気な地域づくり支援プロジェクト事業など

4　認定登録方法

（１）所属長は、毎年度末までに上記の４つの研修を修了した職員に対し、農山漁村地域づくりプランナー認定審査資料及びワークショップの報告書を提出させ、様式１により農林水産部農村計画課長に認定申請するものとする。

（２）農林水産部農村計画課長は、認定申請の内容を審査し、認定証を様式２により交付するものとする。

5　農山漁村地域づくりプランナー育成名簿の更新

別添「農山漁村地域づくりプランナー育成名簿」は、毎年度末に農林水産部農村計画課事業調整担当にて更新する。

様式１

○　○　第　　　　　号
○○　　年　　月　　日

農林水産部農村計画課長　殿

（　所属長　）

農山漁村地域づくりプランナー認定申請書

農山漁村地域づくりプランナー認定登録制度に基づき、下記職員について全研修課程を修了したので、認定審査資料及び報告書を添えて農山漁村地域づくりプランナーの認定を申請します。

記

職　名	職員名

農山漁村地域づくりプランナー認定審査資料

報告月日			
職員名		職　名	

区　分	研修の実績	実施年度
基礎研修		
現場研修		
企画研修		
実践研修 ［別途、ＷＳ報告書提出］	・ ・ ・	・ ・ ・

サポートを行った農山漁村地域づくりプランナーの所見
農林水産部農村計画課長の所見

認定の可否		審査年月日：

地域名：深　山　　　地域の括り検討作業（その１）

step１　集落構成図を作る

黒鴨		
	深山	高岡
	鮎貝	

step３　話し合いを進めていくための括りを検討する

1 黒鴨

2 鮎貝

3 深山

4 高岡

※括り単位に名称を添えよう！

地域名：深　山　　　　地域の括り検討作業（診断書）

step２　集落カルテ（構成する集落単位に暮らしの成り立ちを診断）

No	集落名	人材	社会	環境	物資	文情	経配
1	黒鴨	●	●	●	○	●	●
特記事項		・集落としての機能が極端に低下 ・自然景観良好で鮎貝地区の用水源 ・中山間直接支払いも断念					

No	集落名	人材	社会	環境	物資	文情	経配
4	高岡	○	◎	●	○	○	○
特記事項		・少子高齢化が急速に進行 ・獣害が拡大し農家の意欲が低下 ・地域の連携が強い地区					

No	集落名	人材	社会	環境	物資	文情	経配
2	鮎貝	○	◎	◎	○	◎	○
特記事項		・旧村の中心地で住環境も良好 ・道路鉄道などの便も良い ・比較的平坦で農産業振興地域					

No	集落名	人材	社会	環境	物資	文情	経配
		○	○	○	○	○	○
特記事項							

No	集落名	人材	社会	環境	物資	文情	経配
3	深山	○	◎	○	◎	◎	◎
特記事項		・結による農作業が残る地域 ・観音堂、和紙、農家民宿が存在 ・のどかな風景を守る郷					

No	集落名	人材	社会	環境	物資	文情	経配
		○	○	○	○	○	○
特記事項							

①人材：地域を構成するための人が存在する　②社会：社会集団に属しコミュニティが存在する　③環境：衛生・安全・利便・快適環境が存在する
④物資：物・エネルギーが供給可能である　⑤文情：文化や情報があり必要なら取り込める環境である　⑥経済：交換・再配分・互酬のシステムが存在する

【表示方法について】　今後とも問題ない◎　弱まりつつある○　失った or 失いつつある●

集落戦略
話し合ってみませんか。

地域の向かうべき姿「集落戦略」づくりが決め手！

高齢化や後継者不足などで、５年後、１０年後の人と農地の展望が描けない集落が増えています。

皆さんの集落はいかがでしょうか。

今後の集落のことや農地のことについて、皆さんで話し合ってみませんか。

集落戦略づくり　進め方の例

① **関係機関打合せ** — 話し合いの中身と「集落戦略」づくりの進め方の確認

② **集落ビジョンづくりワークショップ** — 現況把握、将来構想、実行計画づくり

③ **土地利用計画づくり** — 各筆の耕作計画

④ **完成**

集落戦略（項目）

① 集落の将来像
- 集落の将来像（話し合いの結果）
- 集落の課題と対策

② 協定農用地の将来像
- 各筆の耕作計画

土地利用計画図の例

集落戦略で作成が義務付けられているものではありません。

現状（5年後予測）　10年後予測　法人化計画

担い手A　担い手B　耕作継続が困難な農用地　法人設立（経営農用地）

お問合せ先　最寄りの総合支庁農村計画課又は県庁農村計画課中山間・棚田振興担当（023-630-2495）

※集落の話し合いで出された集落の将来不安・ニーズ
（Ｈ３０～Ｒ１　実践的集落戦略モデル支援プロジェクトを実施した１３集落）

○中山間集落の将来不安

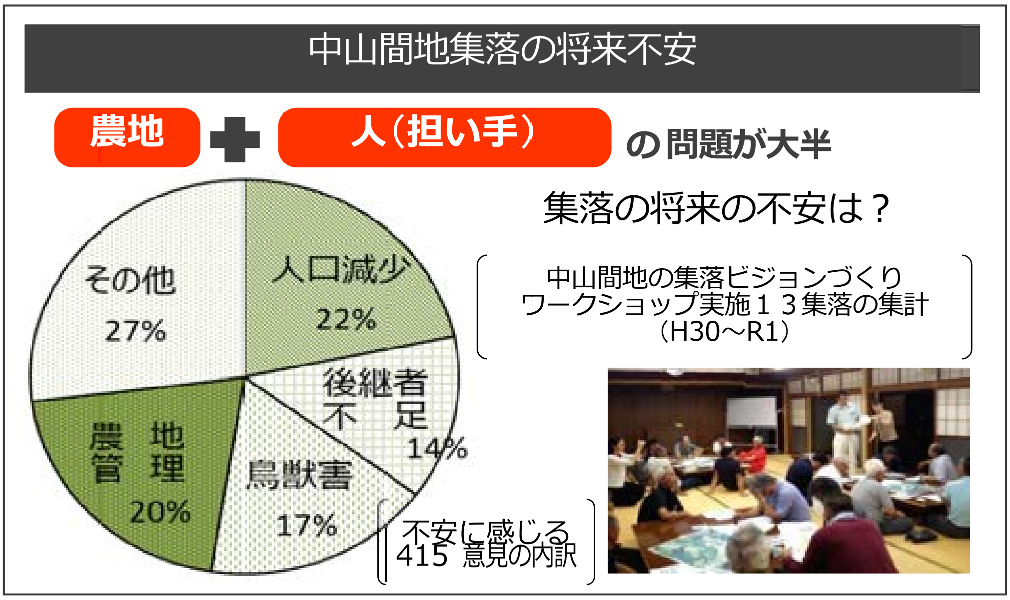

○中山間集落のニーズ

◆基盤整備、農地の維持管理、担い手確保

・農地の整備（圃場整備、用水施設整備、農道整備など）
・農業法人化による省力化、所得安定化など
・農業用機械の共同利用
・ラジコン草刈り機、防除用ドローン導入とオペレーター育成
・草刈り応援隊などの応援制度の充実化
・鳥獣害対策

◆農産物の付加価値化とマーケット拡大

・特産品の開発（ジビエ、米のブランド化、きれいな水や雪を活かしたブランド化、棚田関連商品　など）
・異業種と連携したブランド化
・個々ではなく、地域全体での特産物の生産拡大
・農産物加工施設の整備
・産直やインターネットを活用した直接販売の促進

◆関係人口交流の拡大

・観光商品の開発（収穫体験、農作業体験、オーナー制度、鳥獣害動物園など）
・景観を活用したイベント実施（お祭り、コンサート、ホタル）
・空き家の活用（農家民宿、コテージ、貸し家庭農園など）
・環境、景観保全（ホタルの舞う里、ひまわりロード、展望台設置など）

◆その他

・環境エネルギー（傾斜利用した小水力発電、日当たりを利用した太陽光発電）